

NPO等が活用可能な政府の財政支援について (平成26年度予算、平成25年度補正予算及び既存の基金等によるもの)

被災者の支援や被災地の復興支援に活躍いただいているNPO等の活動を支援するために、「NPO等が活用可能な政府の財政支援」について取りまとめました。

【目次】

○ 全体概要	P.1
○ 問い合わせ先	P.13
○ 事業ごとの概要	P.16

(※)昨年度までの活用事例があるものについては、一覧表の該当頁欄に()で表示しています。

NPO等が活用可能な政府の財政支援について (1)

事業名	概要	平成25年度補正予算額/平成26年度予算額	平成25年度以前の予算額	事業の実施期間(※1)	NPO等による相談先/申請先	本事業の対象地域、対象者等	該当頁(※2)
<p>① 県外自主避難者等への情報支援事業</p> <p>【復興庁】</p> <p>○公募期間 平成26年2月21日(金)～3月11日(火)17:00</p>	<p>福島県からの県外自主避難者等が「避難生活」から「自立した生活」に移行できるよう、NPO等民間団体へ委託し、情報提供事業(避難元・避難先の情報提供、説明会の開催等)及び相談支援事業(相談対応、生活状況・ニーズ等の把握等)を実施。</p>	<p>平成26年度 1.0億円 (継続)</p>	<p>平成25年度 (復興推進調整費)0.3億円</p>	-	<p>事業管理者 (民間調査会社を想定)</p>	<p>全国8カ所(北海道、東北、信越、関東、中部、近畿、中国・四国、九州の各ブロック)から選定したNPO等</p>	P.16
<p>② 「新しい東北」先導モデル事業</p> <p>【復興庁】</p> <p>○公募期間 平成26年2月18日(月)～3月20日(木)12:00</p>	<p>「新しい東北」の実現に向け、被災地で既に芽生えている先導的な取組を育て、被災地での横展開を進め、東北、ひいては日本のモデルとしていくため、被災地の住民や団体の発意による「新しい東北」に資する先導的な取組を幅広く支援。 平成26年度「新しい東北」先導モデル事業では、以下の2区分において提案を募集。 ① 横断的課題支援事業 ② プロジェクト事業</p>	<p>平成26年度 約15億円 (継続)</p>	<p>平成25年度 (復興推進調整費)9.0億円</p>	-	復興庁	<p>復興に取り組む法人・団体であれば、以下の2点の他、特段の制限はありません。 ・ 企業単独、地方公共団体単独での応募はできません。 ・ ②プロジェクト事業は、提案団体に被災地の法人・団体を含める必要があります。</p>	P.17
<p>③ 福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業</p> <p>【復興庁】</p>	<p>東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を行う。</p>	<p>平成26年度 約80億円 (継続)</p>	<p>平成25年度 約48億円 平成24年度補正予算 約208億円</p>	-	市町村	<p>原子力被災12市町村 (田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)</p>	<p>P.18- P.19 (P.19)</p>

NPO等が活用可能な政府の財政支援について（2）

事業名	概要	平成25年度補正予算額/平成26年度予算額	平成25年度以前の予算額	事業の実施期間 ^(※1)	NPO等による相談先/申請先	本事業の対象地域、対象者等	該当頁 ^(※2)
④ NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業 【復興庁(内閣府)】	NPO法人等が主体となった東日本大震災の被災地の復興や被災者支援を推進するため、岩手県、宮城県、福島県に対して交付金を交付し、NPO法人等の基礎的能力強化のための取組や、NPO法人等の運営力強化に資する先駆的な取組に対する支援を行う。	平成26年度 2.5億円 (継続)	平成25年度 2.6億円	-	岩手県、宮城県、福島県	岩手県、宮城県、福島県において復興支援や被災者支援を行うNPO等及び上記3県以外において3県から避難されている被災者の支援を行うNPO等	P.20- P.21 (P.21)
⑤ 復興支援員 【総務省】	被災地方公共団体が「復興支援員」を配置し、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る。 総務省は、「復興支援員」を配置する被災地方公共団体に対し、震災復興特別交付税により、設置に係る費用を財政措置する。	震災復興特別交付税により措置	震災復興特別交付税により措置	-	東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする地方公共団体(9県・227市町村)	東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする地方公共団体(9県・227市町村)	P.22- P.23 (P.23)

NPO等が活用可能な政府の財政支援について (3)

事業名	概要	平成25年度補正予算額/平成26年度予算額	平成25年度以前の予算額	事業の実施期間※1	NPO等による相談先/申請先	本事業の対象地域、対象者等	該当頁※2
<p>⑥ 緊急スクールカウンセラー等派遣事業</p> <p>【復興庁 (文部科学省)】</p> <p>○公募期間 平成26年2月3日(月) ～3月3日(月)17:00</p>	<p>地方自治体・国立大学法人・民間団体等に委託し、被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を派遣し、教育相談体制の整備を図る。</p>	<p>平成26年度 約37億円 (継続)</p>	<p>平成25年度 約39億円</p> <p>平成24年度 約47億円</p> <p>平成23年度 第1次補正 約30億円</p> <p>平成23年度 第2次補正 約3.5億円</p>	<p>平成26年度末 まで</p>	<p>復興庁</p>	<p>被災地及び被災した幼児児童生徒が避難している地域</p>	<p>P.24- P.25</p> <p>(P.25)</p>
<p>⑦ 復興教育支援事業</p> <p>【復興庁 (文部科学省)】</p> <p>○公募期間 平成26年2月7日(金) ～3月14日(金)17:00</p>	<p>被災地の復興を支え、今後の学校教育の新しいモデルともなる先進的な教育活動を展開する自治体や大学・NPO等の取組を支援するとともに、その成果を全国に普及する。</p>	<p>平成26年度 約0.5億円 (継続)</p>	<p>平成25年度 約1億円</p> <p>平成24年度 約0.6億円</p> <p>平成23年度 第3次補正 約3億円</p>	<p>平成26年度末 まで</p>	<p>復興庁</p>	<p>岩手県、宮城県、福島県</p>	<p>P.26- P.27</p> <p>(P.27)</p>

NPO等が活用可能な政府の財政支援について（４）

事業名	概要	平成25年度補正予算額/平成26年度予算額	平成25年度以前の予算額	事業の実施期間※1	NPO等による相談先/申請先	本事業の対象地域、対象者等	該当頁※2
<p>⑧ 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業</p> <p>【復興庁(文部科学省)】</p>	<p>福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動を支援する。</p> <p>なお、本事業は、福島県内の学校または社会教育団体を財政支援するものである。</p>	約3億円 (新規)	—	—	福島県	福島県内の 幼児・児童生徒(小中学生)	P.28
<p>⑨ 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業</p> <p>【復興庁(文部科学省)】</p> <p>○公募期間 平成26年2月12日(水) ～3月5日(水)</p>	<p>被災地の自律的な復興に向けて、住民一人一人が主体的に参画することのできる学びの場づくりを推進し、地域住民の学習・交流の促進、子供たちの学びの環境の改善等を図ることを通じて、学びを媒介としたコミュニケーションの活性化や地域の課題解決の取組を支援し、地域コミュニティの再生を図る。</p>	約12億円 (継続)	<p>平成25年度 約11.9億円</p> <p>平成24年度 約10.8億円</p> <p>平成23年度 第3次補正 約0.5億円</p>	—	県又は市町村	被災地 ※岩手県、宮城県、福島県内を中心とする地域コミュニティの再生が必要な自治体	<p>P.29- P.30</p> <p>(P.30)</p>

NPO等が活用可能な政府の財政支援について (5)

事業名	概要	平成25年度補正予算額/平成26年度予算額	平成25年度以前の予算額	事業の実施期間(※1)	NPO等による相談先/申請先	本事業の対象地域、対象者等	該当頁(※2)
<p>⑩ 震災等緊急雇用対応事業</p> <p>【復興庁(厚生労働省)】</p>	<p>都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託により、被災された方々(被災求職者)の一時的な雇用の場の確保、生活の安定を図る。「震災等緊急雇用対応事業」の基金の積み増し、実施期間の延長</p>	<p>平成25年度補正制度要求(事業の実施期間の延長等)(継続)</p>	<p>平成24年度補正予算約500億円(継続)</p> <p>平成23年度第1次補正約500億円</p> <p>平成23年度第3次補正約2,000億円</p>	<p>平成27年度末まで</p> <p>※平成26年度中の事業開始が必要。</p>	<p>県又は市町村</p>	<p>実施可能地域は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の災害救助法適用地域</p> <p>※対象者:被災求職者</p>	<p>P.31- P.32</p> <p>(P.32)</p>
<p>⑪ 仮設住宅における介護等のサポート拠点運営費等(介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業))</p> <p>【復興庁(厚生労働省)】</p>	<p>応急仮設住宅などに入居する高齢者などの日常生活を支えるため、総合相談支援や地域交流などの機能を有する「サポート拠点」の運営などに必要な経費について支援する。</p> <p>また、被災地の特殊事情に応じた生活ニーズを把握し、地域包括ケアのある復興のまちづくりを実現するための経費について支援する。</p>	<p>平成26年度15億円(継続)</p>	<p>平成25年度約23億円</p> <p>平成23年度第1次補正約70億円</p> <p>第3次補正約90億円</p>	<p>平成26年度末まで</p>	<p>県又は市町村</p>	<p>被災地</p> <p>※対象者:被災した高齢者等のうち、援護を要する者</p>	<p>P.33- P.34</p>

NPO等が活用可能な政府の財政支援について (6)

事業名	概要	平成25年度補正予算額/平成26年度予算額	平成25年度以前の予算額	事業の実施期間※1)	NPO等による相談先/申請先	本事業の対象地域、対象者等	該当頁※2)
⑫ 地域福祉等推進特別支援事業 【厚生労働省】	地域社会における今日的課題の解決をめざす先駆的・試行的取組に対する支援を通じて、住民参加による地域づくりの一層の推進を図る。	平成26年度 150億円(セーフティネット支援対策等事業費補助金[メニュー補助金])の内数 (継続)	平成25年度 約250億円 (セーフティネット支援対策等事業費補助金[メニュー補助金])の内数	平成26年度末まで	都道府県 又は市町村	全国	P.35- P.37
⑬ 社会的包容力構築・「絆」再生事業(地域コミュニティ復興支援事業分) 【厚生労働省】	東日本大震災等の影響により弱体化した地域のコミュニティを再構築し、地域で孤立化するおそれがある者に対する生活相談や居場所づくり等の支援を面的に行う。	平成25年度補正30億円 各都道府県に造成している基金において実施 (継続)	・平成23年度 第3次補正 約145億円 のうちの 約40億円 ・平成24年度 予備費 約120億円 のうちの 約30億円	平成26年度末まで	都道府県 又は市町村	全国	P.38- P.41 (P.39- P.41)
⑭ 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業 【厚生労働省】	様々な形で被災の影響を受けている子どもに対する支援を強化するため、以下の取組に要する経費を補助。 (1)子ども健やか訪問事業 (2)仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業 (3)親を亡くした子ども等への相談・援助事業 (4)遊具の設置や子育てイベントの開催 (5)児童福祉施設等での給食検査 (6)保育料等の減免に対する支援	平成26年度 約40億円 (新規)	—	—	県又は市町村 ※各事業毎に定める事業者	岩手県、宮城県、福島県等 ※各事業毎に異なる	P.42- P.43

NPO等が活用可能な政府の財政支援について (7)

事業名	概要	平成25年度補正予算額/平成26年度予算額	平成25年度以前の予算額	事業の実施期間 ^(※1)	NPO等による相談先/申請先	本事業の対象地域、対象者等	該当頁 ^(※2)
⑮ 放課後児童健全育成事業 【厚生労働省】	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童クラブの運営に必要な経費を補助。	平成26年度 307億 (継続)	平成25年度 293億	—	市町村	全国	P.44
⑯ 地域人づくり事業 【厚生労働省】	女性の活躍推進、若者等無業者の就業促進、生涯現役社会の実現に向けた高齢者の活躍推進等を通じた雇用の拡大を図るとともに、賃金引上げ、非正規雇用労働者の正社員化等の処遇改善を推進し、地域の実情に応じた創意工夫による多様な「人づくり」を支援するための事業を実施する。	平成25年度補正 1,020億円 (新規)	—	平成27年度末まで ※平成26年度中の事業開始が必要	県又は市町村	全国	P.45

NPO等が活用可能な政府の財政支援について（8）

事業名	概要	平成25年度補正予算額/平成26年度予算額	平成25年度以前の予算額	事業の実施期間 ^(※1)	NPO等による相談先/申請先	本事業の対象地域、対象者等	該当頁 ^(※2)
<p>⑰ 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業</p> <p>【復興庁 (農林水産省)】</p>	被災を免れた農地や避難先等において荒廃した耕作放棄地を活用し営農活動を再開する被災農家又は農業者等の組織する団体等(NPO法人を含む)の取組を支援。	平成26年度 約2.2億円 (継続)	平成25年度 約6.2億円 平成24年度 約4億円 平成23年度 第3次補正 約17.5億円	—	地域耕作放棄地対策協議会	被災農家又は農業者等の組織する団体等	P.46 – P.48 (P.48)
<p>⑱ 農山漁村被災者受入円滑化支援事業</p> <p>【復興庁 (農林水産省)】</p> <p>○公募期間 平成26年2月26日(水) ～3月14日(金)</p>	東日本大震災の影響により、避難生活を余儀なくされている被災農家等に対し、受入れ可能な農山漁村地域における農地、雇用、住まい等に関する情報を提供するとともに、移転を希望する被災農家等と受入れ可能地域とのきめ細やかなマッチング等の支援。	平成26年度 約0.2億円 (継続)	平成25年度 約0.2億円 平成24年度 約0.1億円 平成23年度 第3次補正 約2億円	平成28年度末まで	農林水産省	被災農家等	P.49– P.53 (P.51- P.53)
<p>⑲ 海岸防災林再生等復興支援事業</p> <p>【復興庁 (農林水産省)】</p> <p>○公募期間 平成26年1月30日(木) ～2月27日(木)</p>	東日本大震災により甚大な被害を受けた海岸防災林の再生については、防災意識の向上や地域の復興のシンボリックな活動となるよう、地域住民の参加の下で、NPOや企業等の協力を得つつ、植栽や保育を進めることとしており、こうした仕組みづくりを支援。	平成26年度 約0.8億円 (継続)	平成25年度 約0.8億円	平成29年度末まで	林野庁	民間団体	P.54- P.55

NPO等が活用可能な政府の財政支援について (9)

事業名	概要	平成25年度補正予算額/平成26年度予算額	平成25年度以前の予算額	事業の実施期間(※1)	NPO等による相談先/申請先	本事業の対象地域、対象者等	該当頁(※2)
⑩ 農業用水保全の森づくり事業 【農林水産省】	森林の整備及び保全に係る事業であって、貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、農業用水の水源地域において行うものを支援する(ただし、林道の整備を除く)。				都道府県	市町村長の許可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等	P.56、 P.60 - P.61
⑪ 漁場保全の森づくり事業 【農林水産省】	森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うものを支援する(ただし、林道の整備、保安施設事業を除く)。	平成26年度約1,122億円の一部(継続)	平成25年度約1,128億円の一部 平成24年度約7,525億円の一部 平成24年度補正予算約1,650億円の一部	-	都道府県	市町村長の許可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等	P.57、 P.60- P.61
⑫ 絆の森整備事業 【農林水産省】	市民グループ(特定非営利活動法人等)等が森林所有者から受託して森林経営計画等を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者等と施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業を支援する(ただし林道の整備を除く)。				都道府県	市町村長の許可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等	P.58- P.61

NPO等が活用可能な政府の財政支援について (10)

事業名	概要	平成25年度補正予算額/平成26年度予算額	平成25年度以前の予算額	事業の実施期間 ^(※1)	NPO等による相談先/申請先	本事業の対象地域、対象者等	該当頁 ^(※2)
<p>⑳ 森林環境保全直接支援事業</p> <p>【復興庁・農林水産省】</p>	<p>集約化を図り、間伐やこれと一体となった森林作業道の整備、主伐後の再造林等を支援。</p>	<p>平成25年度補正予算約127億円</p> <p>平成26年度約257億円(継続)</p>	<p>平成25年度約257億円</p> <p>平成24年度約288億円</p> <p>平成24年度補正予算約205億円</p>	-	都道府県	市町村長の許可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等	P.62- P.64、 P.68
<p>㉑ 環境林整備事業</p> <p>【農林水産省】</p>	<p>森林所有者の自助努力によっては適切な整備が期待できない森林について、事業主体が森林所有者との協定に基づいて行う、広葉樹林化や針広混交林化に向けた施業や鳥獣被害対策等を支援する(ただし、林道の整備、保全松林緊急保護整備を除く)。</p>	<p>平成25年度補正予算10億円</p> <p>平成26年度約27億円(継続)</p>	<p>平成25年度約45億円</p> <p>平成24年度約4億円</p> <p>平成24年度補正予算約50億円</p>	-	都道府県	市町村長の許可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等	P.65- P.68
<p>㉒ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金</p> <p>【農林水産省】</p>	<p>森林の有する多面的機能を発揮させるため、地域住民が中心となった民間協働組織が実施する、地域の森林の保安全管理等の取組に対し、一定の費用を国が支援。</p>	<p>平成26年度約30億円(継続)</p>	<p>平成25年度約30億円</p>	平成28年度末まで	都道府県ごとに設置される地域協議会	地域で合意した活動組織	P.69- P.71

NPO等が活用可能な政府の財政支援について (11)

事業名	概要	平成25年度補正予算額/平成26年度予算額	平成25年度以前の予算額	事業の実施期間(※1)	NPO等による相談先/申請先	本事業の対象地域、対象者等	該当頁(※2)
<p>②⑥ 水産多面的機能発揮対策</p> <p>【農林水産省】</p>	<p>水産業・漁村の持つ多面的機能の効果的・効率的な発揮により水産業の再生・漁村の活性化を図るため、漁業者・住民・NPO等が行う多面的機能の発揮に資する国民の生命・財産の保全、地球環境保全、漁村文化の継承などの活動に対して支援。</p>	<p>平成26年度 約35億円 の内数 (継続)</p>	<p>平成25年度 約35億円 の内数</p>	<p>平成27年度末 まで</p>	<p>都道府県に設置される地域協議会</p>	<p>漁業者、住民 NPO等で組織する活動組織</p>	<p>P.72- P.73</p>
<p>②⑦ 被災地の社会的課題解決事業支援補助金</p> <p>【復興庁 (経済産業省)】</p> <p>公募期間 平成26年3月7日(金) ~3月31日(月)17:00</p>	<p>東日本大震災の被災地復興のため、被災3県の仮設住宅等に居住する者の社会的課題について、ビジネスの手法を用いて被災地域の社会的課題解決に取り組む事業の①ノウハウ移転、②新たな事業の創出、③普及啓発を支援する。</p>	<p>平成26年度 約1.2億円 (継続)</p>	<p>平成25年度 2億円 平成24年度 2億円</p>	<p>平成28年度末 まで</p>	<p>復興庁</p>	<p>東日本大震災被災地</p>	<p>P.74- P.75 (P.75)</p>
<p>②⑧ 多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業</p> <p>【国土交通省】</p>	<p>地方中小都市を中心とした地方部の地域活性化を図るため、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした特産品開発、観光開発、移住の促進等の地域づくり活動を生み育てるための多様な主体が連携した支援体制の構築を支援する。また、各地域の取り組みを幅広く普及させるため、これらの支援体制の全国ネットワーク化を推進する。</p>	<p>平成26年度 0.3億円 (新規)</p>	<p>-</p>	<p>平成28年度末 まで</p>	<p>国土交通省</p>	<p>NPO、民間企業、地域金融機関等から構成される中間支援組織</p>	<p>P.76</p>

NPO等が活用可能な政府の財政支援について（12）

事業名	概要	平成25年度補正予算額/平成26年度予算額	平成25年度以前の予算額	事業の実施期間※1	NPO等による相談先/申請先	本事業の対象地域、対象者等	該当頁※2
②9 地域生物多様性保全活動支援事業 【環境省】	地域における多様な主体の連携・協働を促進するため、地方公共団体が含まれる地域生物多様性協議会による、地域の生物多様性保全・再生活動の実施に係る費用の一部を支援する。	平成26年度 約1.3億円 (継続)	平成25年度 約1.9億円 平成24年度 約2.1億円	平成32年度末まで	環境省の各地方環境事務所	協議会	P.77- P.78 (P.78)
③0 地域活性化に向けた協働取組の加速化事業 【環境省】	平成23年6月に全会一致で改正された「環境教育等促進法」が、平成25年4月から本格実施されたことを受け、協働取組の充実が必要とされている。一方、「経済財政運営と改革の基本方針」(H25.6.14閣議決定)において、地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしているNPOの活動、ソーシャルビジネス等を人材、資金、信頼性向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進することが明記されている。このため、全国的な取組や地域毎の取組等、様々な主体間による協働取組を促進することで、NPO等の活動支援を行い、地域における課題解決や地域活性化等、地域力の強化に結び付ける。	平成26年度 約0.8億円 (継続)	平成25年度 約1億円	—	—	自治体、企業 地域住民等 と協働取組を行うNGO・ NPO等	P.79- P.80 (P.80)

※1 国の予算は、原則として単年度主義であることから、「全体概要」における「実施期間」は、基本的には「平成26年度末まで」としているが、①複数年度にわたる計画的事業である場合や、②基金を造成することにより、次年度以降も補助可能としている場合等においては、必ずしも「平成26年度末まで」としていないものもある。

※2 昨年度の活用事例がある場合は、該当頁欄に()書きで掲載している。

NPO等が活用可能な政府の財政支援に係る問い合わせ先

ご質問等がある場合は、復興庁の下記までご連絡願います。
 ・ボランティア・公益的民間連携班(03-5545-7480)
 ・予算会計班(03-5545-7370)

事業名	府省名 (予算執行府省)	部署名 (予算執行府省)	連絡先 (予算執行府省)
① 県外自主避難者等への情報支援事業	復興庁	ボランティア・公益的民間連携班	03-5545-7480
② 「新しい東北」先導モデル事業	復興庁	総合政策班	03-5545-7232
③ 福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業	復興庁	原子力災害復興班	03-5545-7334
④ NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(内閣府)	(政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当))	(03-5253-2111(内45351))
⑤ 復興支援員	総務省	地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室	03-5253-5394
⑥ 緊急スクールカウンセラー等派遣事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(文部科学省)	(初等中等教育局児童生徒課)	(03-6734-3299)
⑦ 復興教育支援事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(文部科学省)	(初等中等教育局教育課程課)	(03-6734-2425)
⑧ 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(文部科学省)	(スポーツ・青少年局青少年課)	(03-6734-2056)
⑨ 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(文部科学省)	(生涯学習政策局社会教育課)	(03-5253-4111(内3286))

⑩ 震災等緊急雇用対応事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(厚生労働省)	(職業安定局地域雇用対策室)	(03-3593-2580)
⑪ 仮設住宅における介護等のサポート拠点運営費等(介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業))	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(厚生労働省)	(老健局振興課)	(03-5253-1111(内3985))
⑫ 地域福祉等推進特別支援事業	厚生労働省	社会・援護局地域福祉課	03-5253-1111(内2859)
⑬ 社会的包容力構築・「絆」再生事業(地域コミュニティ復興支援事業分)	厚生労働省	社会・援護局地域福祉課	03-5253-1111(内2859)
⑭ 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	厚生労働省	雇用均等・児童家庭局総務課	03-5253-1111(内7830)
⑮ 放課後児童健全育成事業	厚生労働省	雇用均等・児童家庭局育成環境課	03-5253-1111(内7909)
⑯ 地域人づくり事業	厚生労働省	職業安定局地域雇用対策室	03-5253-1111(内5794)
⑰ 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(農林水産省)	(農村振興局農村計画課耕作放棄地活用推進室)	(03-6744-2442)
⑱ 農山漁村被災者受入円滑化支援事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(農林水産省)	(農村振興局中山間地域振興課)	(03-6744-2498)
⑲ 海岸防災林再生等復興支援事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(農林水産省)	(林野庁 森林利用課)	(03-3502-8243)
⑳ 農業用水保全の森づくり事業	農林水産省	林野庁整備課	03-3502-8065
㉑ 漁場保全の森づくり事業	農林水産省	林野庁整備課	03-3502-8065

⑳ 絆の森整備事業	農林水産省	林野庁整備課	03-3502-8065
㉑ 森林環境保全直接支援事業	農林水産省	林野庁整備課	03-3502-8065
㉒ 環境林整備事業	農林水産省	林野庁整備課	03-3502-8065
㉓ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金	農林水産省	林野庁森林利用課	03-3502-0048
㉔ 水産多面的機能発揮対策	農林水産省	水産庁計画課	03-3501-3082
㉕ 被災地の社会的課題解決事業支援補助金	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(経済産業省)	(地域経済産業グループ地域新産業戦略室)	(03-3501-8794)
㉖ 多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業	国土交通省	国土政策局地方振興課	03-5253-8404
㉗ 地域生物多様性保全活動支援事業	環境省	自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室	03-5521-9108
㉘ 地域活性化に向けた協働取組の加速化事業	環境省	総合環境政策局環境経済課環境教育推進室	03-5521-8231

① 県外自主避難者等への情報支援事業費（復興庁 ボランティア・公益的民間連携班）

26年度予算額 1.0億円【復興枠】
（25年度予算額 0.3億円（復興調整費））

事業概要・目的・必要性

○事業の目的

現在、県外自主避難者については、全体人数や生活実態が明らかになっておらず、帰還・移住を判断するための十分な情報が提供されているとは言い難い現状にある。本事業は、県外自主避難者等に対し、的確かつ丁寧に情報を提供するとともに、避難先で活用いただける相談体制を確保することにより、避難者が「避難生活」から「自立した生活」に移行できるよう、避難者自らの帰還・移住の決断を促すことを目的とする。

○事業の概要

(1) 情報支援事業の実施

県外自主避難者等の支援活動に積極的に取り組むことができる者（NPO等を想定）に委託し、情報提供事業及び相談支援事業を行う。

(2) 情報支援事業の管理・運営

上記(1)の円滑な実施を図るため、事業の管理・運営に知見を有する者（民間調査会社を想定）に委託し、進捗管理・連絡調整、連絡会議の開催、報告書の作成等を行う。

○事業の必要性・緊急性

子ども被災者支援法第3条において、国は被災者生活支援等施策を総合的に策定し実施する責務を有し、また、同法第12条においては、国は被災者に対し必要な情報を提供する体制整備に努めることが規定されている。

また、昨今、県外自主避難者等の支援活動を行うNPO等の支援団体から、活動に対する支援要請の声が多く寄せられている。

こうしたことから、NPO等の支援団体を通じて、県外自主避難者等への情報提供と相談体制の確保を行うことを目的とする当該事業は、避難者が「避難生活」から「自立した生活」に移行するために国が同法に基づき実施する必須かつ喫緊の事業である。

『東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律』（平成24年法律第48号）

第三条 国は、（中略）、前条の基本理念にのっとり、被災者生活支援等施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第十二条 国は、第八条から前条までの施策に関し具体的に講じられる施策について、被災者に対し必要な情報を提供する体制整備に努めるものとする。

資金の流れ

復興庁
（実施
主体）

調査費

事業管理者
（民間調査会
社を想定）

受託事業者
（事務所等拠点を有し、避難者
支援活動に積極的なNPO等を
想定）

事業イメージ・具体例

◇情報支援事業の管理・運営

- ア 受託事業者（全国8ヶ所）の選定
（北海道、東北、信越、関東、中部、近畿、中国・四国、九州の各ブロックから選定）
- イ 事業の進捗管理・連絡調整
- ウ 受託事業者連絡会議の開催
- エ 報告書の作成

管理・運営

◇情報支援事業の実施

情報提供事業

避難者支援情報等の一元管理と発信、避難者相互の支え合いの場の提供等

- ・ 避難元及び避難先における避難者支援情報の提供
- ・ 新規情報の説明会の開催
- ・ 避難者相互の情報共有の場・支え合いの場の提供 等

相談支援事業

避難者の生の声を通じた相談対応・実態把握、専門機関等への橋渡し等

- ・ 困り事等に関する相談対応
- ・ 避難者の生活状況、ニーズ等の実態把握（実態調査等）
- ・ 行政機関（国、都道府県及び市町村）、専門機関（介護、医療、法律等）、パーソナルサポート団体等への連絡調整 等

期待される効果

- 県外自主避難者等への的確な情報提供や活用いただける相談体制を確保することにより、避難者自らの帰還・移住の決断を促し、復興の加速化が図られる。
- 支援活動に関するノウハウを蓄積し、報告書の公表によって全国展開することにより、全国の県外自主避難者等に対しても同等の効果が得られる。

② 「新しい東北」先導モデル事業（復興庁総合政策班）

26年度予算額 14.8億円【復興枠】
(25年度予算額 9.0億円(復興調整費))

事業概要・目的・必要性

- 「新しい東北」の実現に向け、被災地で既に芽生えている先進事例を育て、横展開を進め、東北、ひいては日本のモデルとしていくため、被災地の住民や団体の発意により、「新しい東北」に資する先導的な幅広い取組みを公募し、支援する「『新しい東北』先導モデル事業」を実施。
- プロジェクトの立ち上がり段階における、専門家派遣や実証事業、関係者の合意形成など、ソフト分野を中心に、様々な取組を包括的に支援（H25年度からの継続事業とH26年度の新規事業を対象）
- 併せて、「新しい東北」官民連携推進協議会を運営。

事業イメージ・具体例

○ 「新しい東北」に資する先導的な取組提案

(取組例)

- ・工夫された遊び場等の確保、プレイリーダー養成
- ・次世代地域包括ケアシステム、医療福祉情報ネットワーク
- ・復興まちづくりにあわせた新しいエネルギー実証実験
- ・ICTを活用した官民連携・危機対応プラットフォーム
- ・地域連携価値共創ビジネスの推進等

<被災地>

- ・NPO等の法人
- ・事業者の組織する団体
- ・地方公共団体を構成員に含む協議会

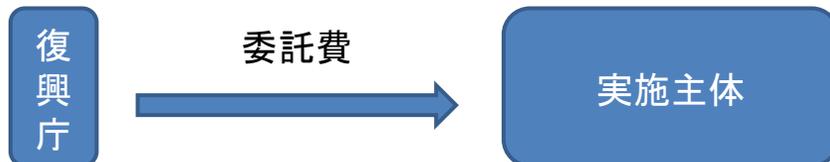
復興庁

- ・復興推進委員等の意見を踏まえ、対象プロジェクトを評価・選定

○ 選定したプロジェクトについては、立ち上がり段階における様々な取組みを包括的に支援

- ・専門家派遣、実証事業、関係者の合意形成等の取組支援

資金の流れ



期待される効果

- 「新しい東北」の実現に向けた被災地の主体的な復興の取組を推進し、復興を加速化させる。
- 我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性ある未来社会」の形成を促進。

③ 地域の希望復活応援事業

(福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業費) (復興庁原子力災害復興班)

平成26年度予算額 79.7億円【復興】

(25年度予算額 48億円)

事業概要・目的

- 東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を復興庁が前面に立って行います。

(参考) 「福島復興再生基本方針」(抄)

第2部 避難解除等区域等の復興及び再生

- (2) ① 国は、その推進してきた原子力政策の下、甚大な原子力災害の被害を受けることとなったこの区域全体が、再び人々が安全で安心して住むことができるようになり、帰還を望む者が皆帰還し、地域の将来を担う若い世代が帰還する意欲を持てるよう、責任を持って対応する。

事業イメージ・具体例

- (1) 対象区域
・原子力被災12市町村

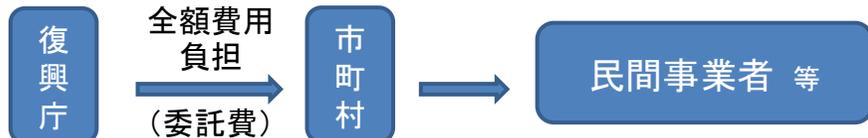
田村市、南相馬市、川俣町、
広野町、楢葉町、富岡町、
川内村、大熊町、双葉町、
浪江町、葛尾村、飯館村



- (2) 実施事業の例

- ① 避難解除区域への帰還加速のための取組
 - ★ 生活関連サービスの支援
生活関連サービス(コンビニ、ガソリンスタンド等)の立ち上げ支援(店舗の清掃、点検等)、交通支援 等
 - ★ 地域コミュニティ機能の維持、確保
住民への情報提供、自治会活動への支援 等
- ② 直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全
 - ★ 荒廃抑制、保全対策
火災防止のための除草、廃家屋の解体撤去、公共施設等の点検・メンテナンス
 - ★ 住民の一時帰宅支援
バスの運行、仮設トイレの設置 等

資金の流れ



期待される効果

- 原子力災害に遭った市町村への帰還の支援や直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全対策を行うことにより、住民の帰還実現を後押しします。

原災避難区域等帰還・再生加速事業

H26予算額：80億円（H25当初予算額：48億円）

事業概要・目的

原子力災害からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村（※）における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を復興庁が前面に立って行います。（※）田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

現在進めている主な事業（国が全額支援）

①避難解除区域への帰還加速のための取組

★ 生活関連サービスの代替、補完

・村内医療体制の拡充

医療環境に対する住民の不安を払しょくするため、村の診療所への専門医師の定期的な派遣を委託。



★ 地域のコミュニティの維持

・タブレット端末を利用した情報提供

市町村が配布したタブレット端末を活用し、各地に避難している住民に対して避難生活等に必要な情報をリアルタイムで配信。



・市外避難者への情報提供

市外避難者と南相馬市とのつながりを維持してもらうため、復興情報・生活情報・防災情報等を「南相馬チャンネル」として放送・配信。

など

②直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全

★ 避難区域の荒廃抑制・保全対策

・旧警戒区域内の農地保全管理

既存補助事業の対象とならない農地における除草やがれきの除去等の実施。



・町道等の維持管理

住民が安全に一時帰宅できるよう、町道等の路肩除草、側溝のごみ処理等を実施。

・防犯パトロール

避難指示区域の見直しに伴い自由に立ち入りできる区域について、防犯・防火のためのパトロールを実施。

★ 住民の一時帰宅支援

・一時帰宅バス等の運行



自家用車等の交通手段を持たない方向けに、避難先と避難元とを結ぶバスやジャンボタクシーの運行を委託。

など

④ NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業 平成26年度予算額：2.5億円（継続）【復興庁一括計上予算】

背景

- 東日本大震災の被災地等においては、NPO等（自治会、社会福祉法人、協議会等を含む）が復興支援や被災者支援において大きな役割を果たしてきており、今後、被災地の復興が本格化するに当たって更なる活躍が期待される場所であるが、経営基盤が脆弱であるなどの課題を抱え、円滑な運営のためのノウハウの修得を必要とするNPO等が多い。
- 被災地の復興には中長期にわたる支援が必要とされており、個人・民間企業等からの資金調達に対するインセンティブを高めるなど、復興や被災者支援に自立かつ継続的に取り組む担い手の育成が必要。

事業概要

内閣府

交付金（補助率：2/3）

岩手県、宮城県、福島県に交付し、3県が実施

(1) 復興支援の担い手の基礎的能力強化事業

中間支援組織等を通じた個別のNPO等の基礎的能力向上を目的とした講習会や個別指導等

（取組内容）

- ① 資金獲得、NPO会計基準、認定NPO取得、ICT活用による情報発信等のノウハウ修得セミナー、講習会の実施
- ② 協働の取組の促進のための、NPOと民間企業、他団体等との交流 等

設立間もないNPO等や経営基盤の脆弱なNPO等の基礎的
経営能力の向上

(2) 復興支援の担い手の運営力強化実践事業

3県が実施する復興・被災者支援（3県から他県に避難されている方々への支援を含む）や「子ども・被災者支援法」に基づく被災者支援等のうち、NPO等の運営力強化を図ることを内容とする以下に示すテーマ等に係る先駆的な取組に限定して支援。

（支援テーマ例）

- ① 支援活動の実践を通じたNPO等の人材育成（例：避難者の就業支援や被災者のカウンセリング、まちづくり等の専門家の養成）
- ② 支援活動を行うNPO等間のネットワークの形成（例：支援ニーズの共有・マッチング、ノウハウの移転、復興拠点の構築、中間支援組織の強化・育成）

人材育成やネットワーク形成による復興・被災者支援を担う中核的NPO等の育成

高い運営力を有するNPO等の育成

自立して活動できる担い手による、中・長期的な復興・被災者支援の継続

「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の活用事例（平成25年度）

取組事例	取組主体	地域	主な活動内容（運営力強化のポイント）
陸前高田まちづくり協働センター運営事業	特定非営利活動法人 レスパイトハウス・ハンズ	岩手県 陸前高田市	<p>県内外の団体と連携し、被災地で市民活動相談窓口の設置・運営、出前相談会の開催等を通じたNPO等に対するアドバイスやコンサルティング、情報提供等を実施。</p> <p>（ポイント）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民、行政、NPO、地縁組織、企業等の間での、地域、分野を超えたノウハウの蓄積とネットワークの構築
石巻被災市民による「地縁組織」の強化サポート事業	石巻仮設住宅自治連合推進会	宮城県 石巻市	<p>石巻市内の36の仮設住宅団地自治会から構成される自治組織が、行政、警察及び支援団体等との協働の下、仮設コミュニティの形成サポートや自治組織役員向け勉強会、県内外の組織との情報共有、意見交換等を実施。</p> <p>（ポイント）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会間のネットワークを強化及び各種専門家を招いた勉強会等を通じた支援ノウハウの蓄積
福島の子ども支援団体組織基盤整備プロジェクト	子どもが自然と遊ぶ楽校ネット	福島県 会津地域	<p>原発問題のために遊ぶ機会が不足している子どもたちのために、福島の8つの子ども支援団体が連携し、共通の事業基準、会計ルール、安全管理マニュアル、指導方針等の整備を行い高い品質での子ども支援のサービスを提供。</p> <p>（ポイント）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体間での会計ルールやリスクマネジメント等の共有及び子ども支援に関するノウハウの蓄積による支援力を備えた人材の育成

⑤ 「復興支援員」制度について

制度の概要

- 目的: 被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る
- 実施主体: 被災地方公共団体 ※ 東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする市町村(9県・227市町村)
- 設置根拠等: 被災地方公共団体が定める復興計画やそれに基づく要綱等を根拠とし、被災地域内外の人材を委嘱
- 期間: 概ね1年以上最長5年
- 総務省の支援

①復興支援員を設置する地方公共団体に対し震災復興特別交付税による財政措置(2011年度～)

⇒ 支援員1人につき、報酬等(地域の実情に応じて地方公共団体が定める額)*+活動費(必要額)を措置

※参考: 地域おこし協力隊の報酬等 2,000千円を上限に特別交付税措置

②その他、地域おこし協力隊等のノウハウを活かし、
募集や研修、マネージメント、情報提供の面で地方公共団体をサポート

○支援員数: 78名(平成24年度特交措置ベース) 7団体(2県・5市町)

支援員の募集・選考、事前説明、給与の支払い、活動後のサポート等の事務をNPO団体等に委託する場合の委託費も特別交付税措置の対象となります。

復興に伴う地域協力活動の例

○被災者の生活支援、見守り・ケア等

- ・話し合いの場づくり
- ・仮設住宅等に居住する住民の巡回、話し相手等
- ・複数の仮設住宅等に分かれて居住する被災コミュニティの連絡調整

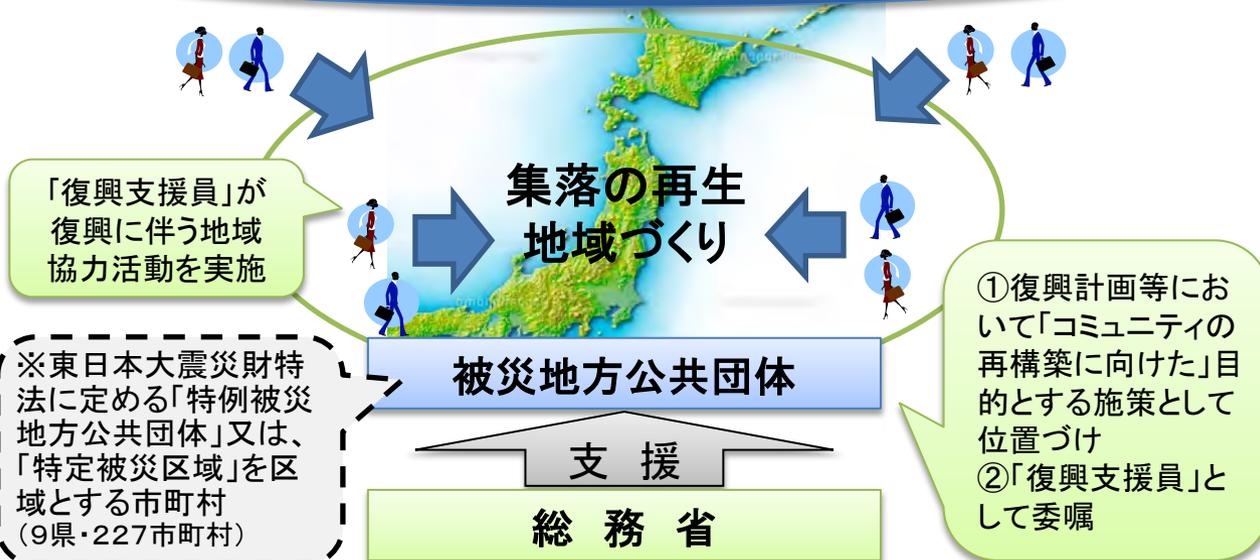
○地域おこし活動の支援

- ・イベント等の企画・運営支援
- ・ネットワークづくりの支援
- ・地域行事、伝統芸能コミュニティの活動再開及び活動の応援等
- ・都市との交流事業実施応援等
- ・地域ブランドづくりやプロモーションの支援、地場製品の販売等

○集落のビジョン策定

※具体的内容については、各被災地方公共団体が委嘱において地域の実情に応じ定める

被災地域内外の人材を募集、受入れ



復興支援員 ～取組事例～

宮城県（県事業）

■概要

被災地の実情に応じた住民主体の地域活動の推進を支援するために、復興支援に意欲的に取り組む人材を地域内外から公募し、「復興応援隊」を結成。住民主体の復興活動による地域創生を目指す。

※ 県が市町村と連携して設置（民間事業者等に委託）。平成24年度は仙台市、石巻市、東松島市、南三陸町などに設置。

■活動内容

住民全体のまちづくり、産業振興や観光振興、伝統文化行事の再開、子ども・子育て支援、福祉のまちづくり等、地域の事情やニーズに応じて必要なプロジェクトを設定。



南三陸さんさん商店街（南三陸町志津川地区にオープンした仮設商店街）

【例】南三陸町での活動予定「住民参加による観光のまちづくり」

- ・語り部ツアー
- ・被災地視察受入
- ・商店街活性化イベント
- ・地域振興イベント
- ・まちの歴史と震災の記録整備

観光のまち再生



被災者による被災状況の伝承事業（宮城県南三陸町）

宮城県気仙沼市（市事業）

■概要

既存自治会や仮設住宅自治会の運営支援等を行う「地域支援員」を配置。住民同士が互いに支え合う地域づくりに取り組み、コミュニティの維持・振興を図る。

■活動内容

①地域コミュニティの支援

- ・仮設住宅自治会の設立・活動支援
- ・自治会運営における課題解決に向けた取組
- ・イベント等の企画・運営の支援



②地域の維持・活性化に係る活動

- ・仮設住宅自治会と既存自治会との交流活動支援
- ・仮設住宅自治会同士の交流事業

③地域の情報収集及び情報提供

- ・自治会活動の情報収集
- ・コミュニティペーパー等を活用した情報発信
- ・懇談会や勉強会等の開催に向けての連絡調整



仮設住宅において、見守り・ケアを行う支援員



⑥ 緊急スクールカウンセラー等派遣事業

平成23年度第1次補正予算額 : 3,015百万円

平成23年度第3次補正予算額 : 351百万円

平成24年度予算額 : 4,702百万円【復興特別会計措置額】

平成25年度予算額 : 3,913百万円【復興特別会計措置額】

平成26年度予算額 : 3,709百万円【復興特別会計措置額】

東日本大震災により被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、平成23年度補正予算及び平成24年度予算並びに平成25年度予算において、スクールカウンセラー等を緊急派遣する経費を措置したところ。

これらの支援について、被災地の自治体からは平成26年度以降についても引き続き支援を要望されていることから、被災した幼児児童生徒・教職員等に対する心のケアや必要な支援を行うための経費を計上する。

被災地域等

関係機関

地域

教職員

児童生徒等

保護者



心のケア・助言・
援助等及び
新たな課題への対応



心のケアの対応



- ・スクールカウンセラーの派遣
臨床心理士、精神科医 等
- ・スクールカウンセラーに準ずる者の派遣
相談業務経験者、教育・福祉分野の専門的知識を有する者 等
- ・電話相談体制の整備
- ・心のケアに資するためのソーシャルワーク、学習支援

進路指導・就職支援



- ・緊急進路指導員の派遣
若年者の就職支援の経験を有する者、地域産業界の事情に精通する者 等
- このほか、被災した高校生が首都圏で就職活動を行うための支援を実施

障害のある子供への支援



- ・外部専門家の派遣
作業療法士(OT)・理学療法士(PT)・言語聴覚士(ST)・児童精神科医 等

生徒指導体制の強化

- ・生徒指導の経験豊富な者の配置
生徒指導体制を強化するため、生徒指導に関する知識・経験豊富なアドバイザー等の配置等

緊急派遣スクールカウンセラーの活動事例

京都府教育委員会では、緊急スクールカウンセラー等派遣事業を活用し、福島県相双地区において支援活動を実施しました。

平成24年1月から3月には、新地町、飯舘村、富岡町の小中学校へ、24年9月から25年3月には、新地町、飯舘村の小・中学校へ、各町村に1名のスクールカウンセラーを1週間交替のリレー方式で派遣し、心のケアに関する活動を支援しました。

京都府内の学校に勤務しているスクールカウンセラーだけでなく、大学や医療機関等に勤務している臨床心理士も派遣を希望し、約80名のスクールカウンセラーを派遣することができました。

スクールカウンセラーが1週間ごとに交替するという配置方法は、前例がなく、手探り状態で活動を開始しましたが、派遣校の教職員との信頼関係が深まるとともに、児童生徒へのカウンセリング、全校面接や校内研修の実施、支援の必要な学年・学級へのコンサルテーションなど、学校の実態に応じて柔軟に活用されるようになりました。

また、京都府にスーパーバイザーによる後方支援チームを設置し、派遣者間の引継ぎ会議を運営して、現地での活動が円滑に進むよう工夫しました。

活動終了時には、不登校等の児童生徒の抱える課題の改善や児童生徒理解の深まりによる、教職員の指導力向上などの成果を上げることができました。

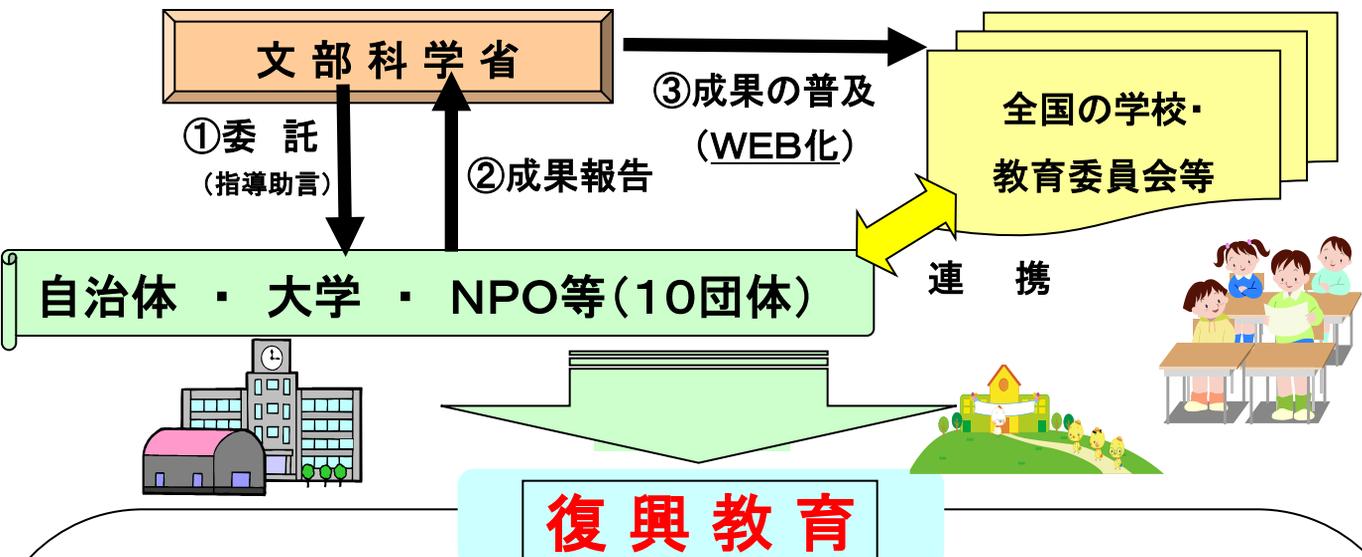
仮設住宅での生活が長期化し、補償の問題や復興格差などが表面化する中で、児童生徒や保護者、教職員への心のケアの必要性は、ますます高まることが予想されます。

今後も、現地のニーズに応じた活動を継続していきたいと考えています。

⑦ 復興教育支援事業

平成25年度予算額	95百万円
うち復興特別会計計上分	95百万円
平成26年度予算額	50百万円
うち復興特別会計計上分	50百万円

被災地では、自治体のみならず、大学・NPO等様々な主体が積極的に関わり、被災地の復興はもとより、今後の我が国の学校教育の新しいモデルとなるような先進的な取組が進められつつある。このことを踏まえ、被災地の復興を支え、今後の学校教育の新しいモデルともなる先進的な教育活動を展開する団体の取組を支援するとともに、その成果を全国に普及する。



東日本大震災の教訓を踏まえ、被災地の復興とともに、我が国全体が希望を持って、未来に向かって前進していけるようにするための教育

想定される取組のイメージ(例)

- 地域について学び今後の復興と自らの生き方を考える取組
- 児童会や生徒会、子供議会などを通じた被災地の人づくり、まちづくりへの提言活動
- 異世代との交流等による地域の伝統文化の継承・発展やコミュニケーション能力の育成
- 地域資源を生かした地場の商品開発や観光資源への参画
- 震災の影響により学習が遅れがちな児童生徒への補充学習 など

成果

- ・ 新たな教育プログラムの開発
- ・ 教材や指導方法の開発
- ・ 学習の評価方法や教育効果等に関する知見の蓄積・共有

先進的な取組・優れた実践の共有・全国化の推進

復興教育支援事業の実践事例

<ヤングアメリカンズ「アウトリーチ」> (NPOじぶん未来クラブ)

※ヤングアメリカンズとは1962年に設立された、音楽公演と教育活動を行うアメリカの非営利団体。

- アメリカ大使館や各教育委員会の協力を得て、被災地の子どもたちがアメリカの若者たちと一緒に、英語による歌やダンス、などのワークショップを実施、最後には参加した子供たちが、学びの成果を英語によるショーとして地域や保護者へ披露。
- 平成24年1月～25年1月にかけて、東北3県6市1町の小学校18校・中学校17校において、のべ約4300名の児童生徒が参加、全体で8000名を超える保護者・地域の方が協力。

音楽やダンスなどの表現活動を通じて、国際社会や英語への関心を高めるだけでなく、自らを表現し、相互に伝え合うことの喜びを体得する。

児童生徒の表現活動を通じて、地域や保護者に対する復興への活力を増進

【写真】 ヤングアメリカンズ ワークショップとショーの様子



<全国生徒会サミット> (夢現エデュテイメント)

- 東北から次世代のリーダーを育成するべく、中学校の生徒会リーダーによるサミットを開催し、子どもたち自身が地域の復興のための行動を起こすことを支援。
- 平成23年9月、震災を受け中学生として何ができるかを、被災地と全国の生徒会代表が議論し、アクションプランを発表（未来づくりアジア子どもサミット）。
- 平成24年は、被災3県にて自治体別に生徒会サミットを開催、8月には3県の約100校と全国の中学生リーダー等が釜石に集い、復興・街づくりを議論し提言を発表、9月～12月に参加校が各地域に提言を持ち帰り実践活動を実施。25年1月には実践活動報告会を開催。

被災地から次世代のグローバルリーダーを育成するためのプログラム。中学生が復興や街づくりについて熟議、参画し、各地域での発信と行動につなげる。

生徒の提言を契機として、生徒・学校・地域が一体となり、ふるさとや学校の復興を加速

【写真】 未来づくりアジア子どもサミット(平成23年9月17日～19日)



⑧ 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

趣旨

福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動を支援する。

事業内容

- (1)対象者 福島県内の幼児・児童生徒(小中学生)
- (2)実施主体 福島県(教育委員会)
- (3)対象事業 福島県内の学校または社会教育団体等が実施する以下の事業
 - 自然体験活動(キャンプ、ハイキング、自然観察、農林漁業体験等)
 - 福島県内と福島県外の幼児・児童生徒の交流活動
 - ※具体的な要件については、福島県と協議中。
- (4)補助対象経費 宿泊費、交通費、活動費

子ども・被災者生活支援法

◆第8条

国は、支援対象地域で生活する被災者を支援するため、(中略)
自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策(中略)
その他の必要な施策を講ずるものとする。

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律
(平成24年6月27日法律第48号)

被災者支援施策パッケージ

1. 子どもの元気復活

福島県及び福島県外において、自然体験活動を実施します。

(主な施策)
・福島県に設けた基金を活用した「ふくしまっ子体験活動応援事業」により、福島県内での自然体験活動を実施。

(平成25年3月15日)
原子力災害による被災者支援施策パッケージ

福島県からの要望

10. ふくしまっ子体験活動応援事業の継続への支援について

子どもたちの体験活動支援を継続し、子どもたちの豊かな人間性や生きる力を育成するために、**体験活動や交流活動を充実することができるよう支援するとともに、自律的な復興が推進されるよう財源を確保すること。**

(平成25年6月12日)
「復興・再生に向けた要望」

被災者生活支援基本方針

(5) 自然体験活動等を通じた心身の健康の保持

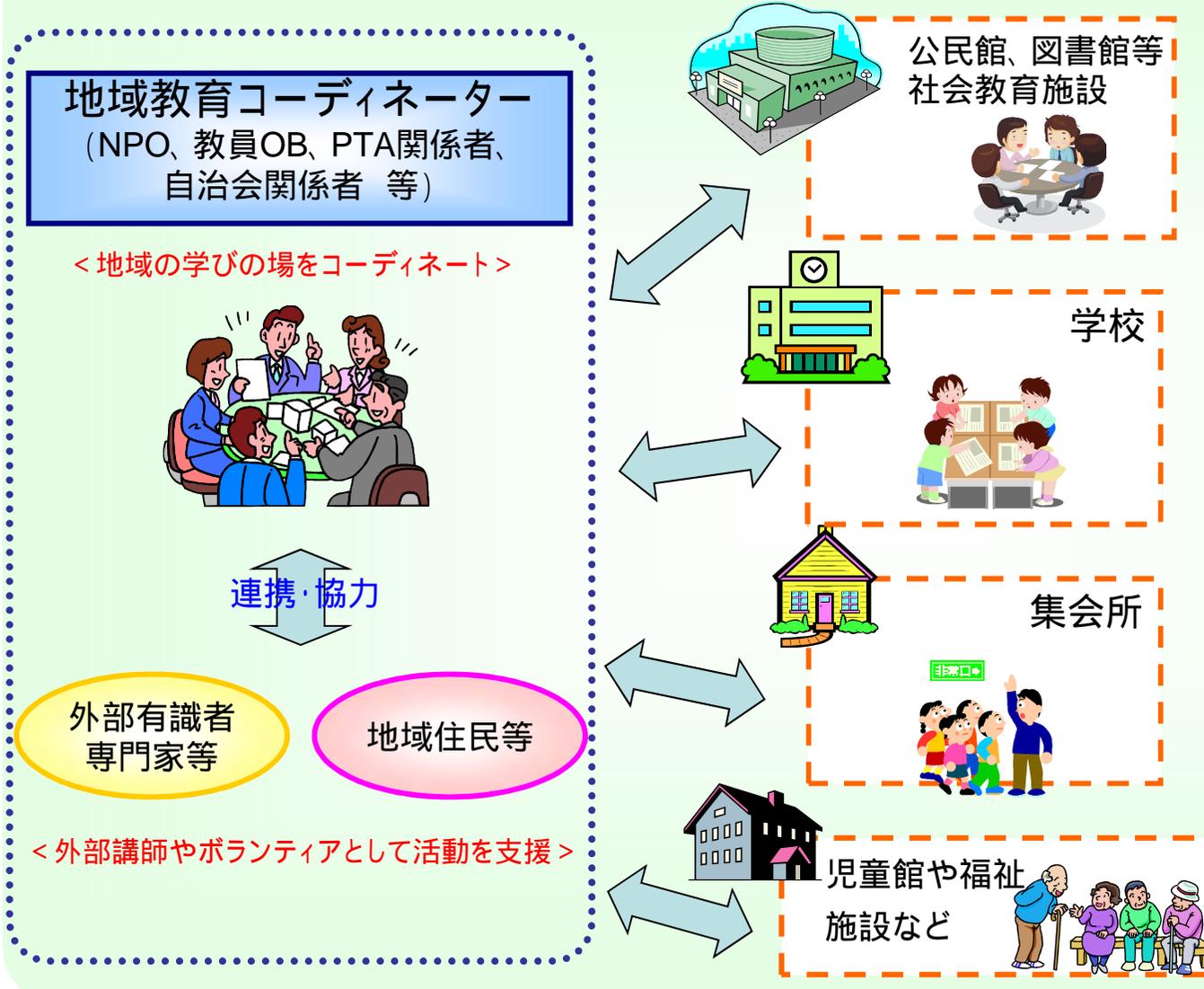
(主な具体的取組)
・福島県に設けた基金を活用した「ふくしまっ子体験活動応援事業」により、福島県内での自然体験活動を実施。**今後、学校等が実施する自然体験活動・交流活動事業について、福島県内のほか新たに福島県外についても支援を検討。**

(平成25年10月11日)
被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針

⑨ 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業

【東日本大震災復興特別会計】
 (前年度予算額1,196百万円)
 平成26年度予算額 1,200百万円

地域コミュニティ



< 学習活動の例 >

放課後や週末等の児童・生徒の学習支援

地域課題に係る学習会の実施

- ・地域ぐるみの防災教育
- ・震災後の心身の健康
- ・放射線と健康管理
- ・土地の権利関係や債務に関することなどの法律問題
- ・家庭教育や子育てに関すること
- ・世代間交流の促進による高齢者等の孤立化の防止

スポーツ・レクリエーション活動の支援

ICTを効果的に活用した学習支援

などの取組を実施

➡ 学びを媒介として、地域の人間関係を構築するとともに、身近な課題に自ら対応する能力を育成
 住民の自律的な取組を基盤とする地域コミュニティの再生

～ 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業の取組事例 ～

「学びの部屋」 (岩手県陸前高田市、大船渡市等)

取組の概要

大学・民間団体等との連携により、小学校・中学校、仮設住宅等を活用して「学びの部屋」を設け、放課後や週末等の学習支援を行うとともに、保護者向け研修会、地域支援人材向けワークショップ等を通じて、地域の再構築を図る。



「学びの部屋」とは、子どもたちが安心して過ごせる三間(サンマ)を提供する場所です。

「三間」とは…

空間: 「学びの場」として安全・安心な教室。

時間: 平日の放課後や土・日曜日の終日、週3～6日の学習時間を確保。

仲間: 一緒に学ぶ仲間だけでなく、教育現場の経験を持つ学習サポーター、日曜日には若さと元気いっぱいの大学生…心強い仲間がサポートしています。「学生らが主体」となり学習指導をするなどの活動を展開することがポイント。



そして、4つめの間も。

すき間: 勉強の合間の休憩時間や、ちょっと教室を出てポーっとする空間など…

支援員の感想

「学びの部屋」で過ごすことで、自分自身の夢や将来の姿を描きなおすことができ、学力向上や進学のために必要な「ヤル気」へとつながっています。夢の実現のために必要な勉強は、自学自習を基本としながら、確実にサポートするおとなの存在があり、入試合格や英検合格という成果をあげています。

また、何気ない対話の中から、個別に抱える生活課題等も顕在化し、心のケアの機会にもなっています。

この「学びの部屋」にはいろんな事情を抱えた子どもがたくさん来ます。想像の範囲ですが震災をきっかけにして家族との会話が密になったのではないかと思います。

生徒や保護者から、継続して実施してほしいという声や、他の仮設住宅で開催してほしいという要望が出ています。

陸前高田市

< 陸前高田市立第一中学校の活用事例 >



個別学習室



完全個別学習室



グループ学習室

生徒の要望により、相談員や学生ボランティアと学ぶ「個別学習室」、「完全個別学習室」、「グループ学習室」に分かれて学ぶことができる。長期休みや受験準備期間には、開催日を増加して実施。

大船渡市

< 大船渡市立大立仮設住宅の活用事例 >



受験生用学習部屋



空き仮設住宅を利用し、学習支援相談員や大学生による学習や進路相談、悩みなどのサポートを実施。

< 大船渡市立越喜地区仮設住宅の集会所(談話室)の活用事例 >



大学ボランティアのサポート受け宿題に取り組む小学生。宿題終了後には外で元気に遊ぶ。

⑩ 東日本大震災に対応した雇用創出基金事業 (震災等緊急雇用対応事業)の実施期間の延長等

平成25年度補正予算
制度要求

趣 旨

- 東日本大震災に伴い、平成23年度第3次補正予算において震災等緊急雇用対応事業を創設。
- 被災地での雇用の復興にはなお時間を要するとともに、依然として多くの被災者が避難する状況が続いているため、震災等緊急雇用対応事業について、事業の実施期間を延長し、被災された方々の一時的な雇用の場の確保、生活の安定を図る。

震災等緊急雇用対応事業の概要

◆ 要求の概要

- 事業実施期間の延長:平成25年度末までに事業開始(平成26年度末まで)
→ 平成26年度末までに事業開始(平成27年度末まで)

- 実施地域:被災9県(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉)の災害救助法適用地域
→ 被災5県(青森、岩手、宮城、福島、茨城)の災害救助法適用地域に縮小

- 対象者:被災求職者(被災9県の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた者及び当該地域に居住していた求職者)
→被災求職者(被災9県から被災5県に縮小した災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた者及び当該地域に居住していた求職者)

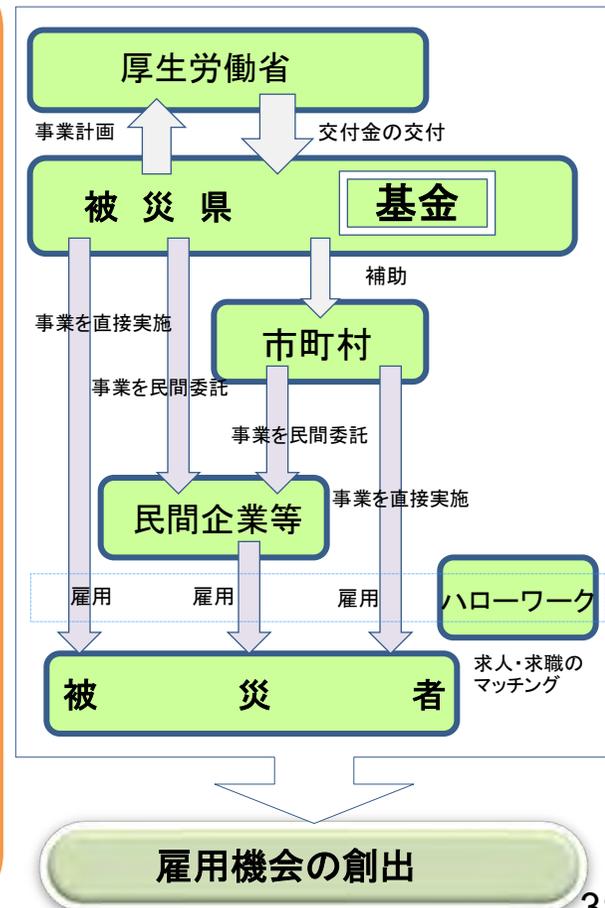
◆ 事業概要

- 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用。
- 雇用期間中に、安定的な雇用につなげるため、知識・技術を身につけるための研修等を行うことが可能。

◆ 実施要件

- 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1/2以上。
- 雇用期間は1年以内。ただし、複数回更新可とする。

《事業スキーム》



震災等緊急雇用対応事業の事業例（平成24年度）

岩手県北上市

その他の分野

■沿岸被災地仮設住宅運営支援事業

沿岸被災地にて仮設住宅団地の規模に応じて談話室や集会所に常駐する支援員を配置し、コミュニティの醸成や、生活課題の解決を支援する。

（雇用創出数：194人）

宮城県気仙沼市

子育て

■震災対応移動児童館事業

震災の影響を受けた地区の児童の支援として、被災地区へ出向き移動児童館を実施し交流することにより、児童の心のケアを図る。

（雇用創出数：2人）

福島県

産業振興

■中小企業者復興支援事業

商工会、商工会連合会及び商工会議所に経営指導員を補助する「復興支援員」を配置し、中小企業者の復興支援体制を強化する。

（雇用創出数：154人）

岩手県

産業振興

■復興促進戦略的研究開発推進事業

三陸の産業振興に向けて産学官連携等を推進し、被災企業の事業再建に必要な技術力、商品開発力を持った人材の育成を図る。

（雇用創出数：1人）

青森県八戸市

農林漁業

■水産物流対策人材育成事業

水産物流通業務に必要な高度な衛生管理方法や漁獲物の高鮮度保持の技術及び知識を有し、水産物の流通販売にも精通した人材の育成を図る。

（雇用創出数：5人）

福島県いわき市

農林漁業

■定時降下物モニタリング事業

定時降下物（雨、塵等）の放射能検査を定期的実施し、結果をインターネット上の専用サイトで随時公表することで、消費者の信頼回復、販路確保を図る。

（雇用創出数：1人）

岩手県大槌町

情報通信

■大槌町臨時災害放送局運営事業

臨時災害放送局を通じて、緊急情報等の伝達、生活情報や行政情報等の広報、復興まちづくりに関わる広報やコミュニケーションの促進を図る。

（雇用創出数：6人）

宮城県

治安・防災

■みやぎ防犯パトロール事業

青色回転灯を装備した車両によるパトロール活動を行い、住民の安心感の醸成を図る。

（雇用創出数：229人）

宮城県亘理町

臨時職員

■「新生亘理」まちづくり協働事業

復興に向けた意見交換会・地区計画の策定、情報発信と共有、被災者支援活動等地域と行政との連携、調整を行う。

（雇用創出数：15人）

⑪ 地域支え合い体制づくり事業（被災者生活支援等）

平成26年度予算額 15億円

平成23年度1次補正予算額 70億円

平成23年度3次補正予算額 90億円

平成25年度当初予算額 23億円

東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、23年度1次及び3次補正並びに25年度当初予算で計上した、仮設住宅に併設される「サポート拠点」（総合相談、生活支援等）の運営費用等について財政支援するため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の期間の延長及び積み増しを行う。

- 積増先：介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業）
- 積増地域：宮城県（岩手県、福島県は基金の残余额で対応）
⇒ 25年度限りの基金を26年度まで延長
- 事業内容

① 仮設住宅における介護等のサポート拠点の運営等

仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流等の機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の運営等を推進する。

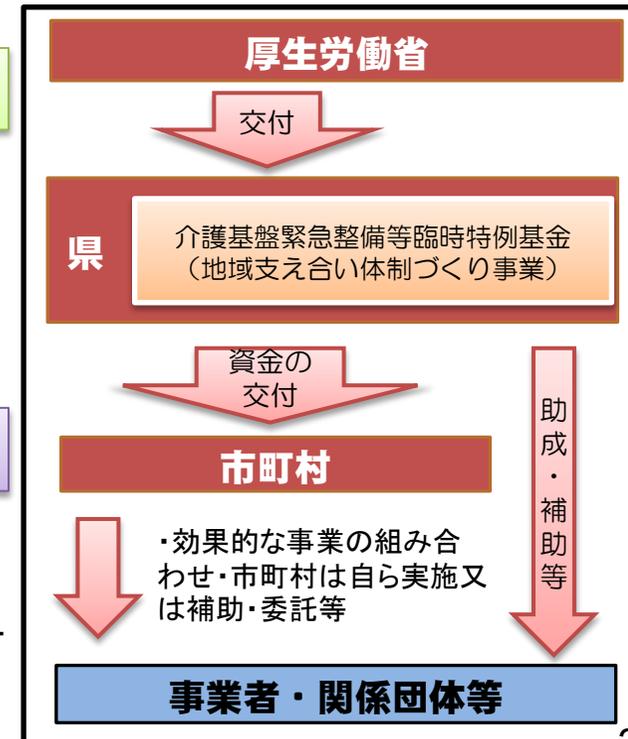
（取組例）総合相談や地域交流サロンをはじめとして、子どもの一時預かり・学童保育、訪問・安否確認、外出支援など

② 仮設住宅等における専門職種による相談・生活支援等

仮設住宅等（民間賃貸住宅や在宅等を含む。）の要介護者・障害者（児）等の安心した生活を支援するため、専門職種の者による相談や生活支援等を実施する。

（取組例）ケアマネージャー、MSW、PTなどにより構成された相談支援専門職チームの訪問による、高齢者等のニーズ把握、生活課題に関する関係機関へのつなぎ、地域のボランティアに対する助言など

<参考> 事業実施までの流れ



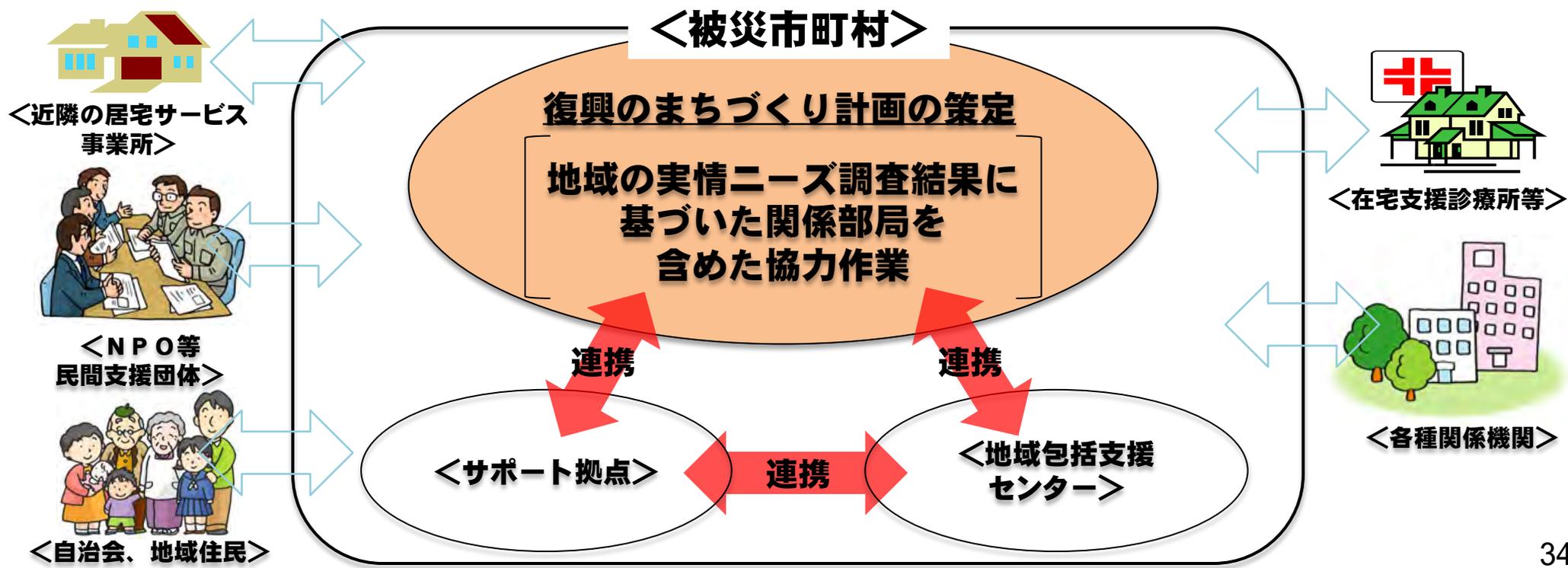
被災地型介護等のサポート拠点並びに 地域包括支援センター協働モデル事業

東日本大震災によりコミュニティが崩壊した被災した地域では、被災者の生活再建の基礎となる復興のまちへの円滑な移住が課題である。そのためには、地域包括ケアの考え方を地域社会に定着させ、将来の超高齢社会のモデルとなるようにすることが重要である。

この復興のまちにおける地域包括ケアシステムは、被災地の高齢者等に必要なサービスが途切れることのないよう、復興のまちづくり計画策定時から、介護等のサポート拠点・住民・自治体・関係機関等と地域包括支援センターが連携をとり、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが重要である。

これらを踏まえ、被災地の特殊事情に応じた生活ニーズを把握し、地域包括ケアのある復興のまちづくりを実現するための経費を要求するものである。

地域包括ケアのあるまちづくり事業の概要



⑫ 地域福祉等推進特別支援事業

(項) 地域福祉推進費

(目) セーフティネット支援対策等事業費補助金

150億円の内数

○ 本事業は、地域社会における今日的課題の解決をめざす先駆的・試行的に取り組むことに対する支援を通じて、住民参加による地域づくりの一層の推進を図ることを目的とする。

○ 地域福祉推進のための先駆的・試行的事業を実施するものとする。

ア 実施主体

- ・ 都道府県、指定都市、市区町村（委託可）
- ・ 都道府県、指定都市、市区町村が適当と認める団体（社会福祉法人、特定非営利活動法人等）
- ・ 国が公募したものについては採択された法人

イ 補助率

- ・ 国 1 / 2、都道府県（指定都市、市区町村） 1 / 2
- ・ 国が公募したものについては 10 / 10

(参考)

<イメージ例>

- ・ 災害時の要援護者支援に向けた取り組み
- ・ 学童の通学安全確保のための地域の取り組み
- ・ 企業、大学、研究機関等と連携した地域再生の取り組み
- ・ 孤立死、徘徊等の予防に向けた取り組み
- ・ 団塊の世代など退職者の地域福祉活動促進に向けた取り組み

地域福祉等推進特別支援事業

事業内容は、地域福祉推進のために先駆的・試行的事業を実施するものとして、下記に掲げる事業を複数実施することが要件。

ア 抜け漏れのない実態把握事業

【事業例】

○事業の対象者

- ・社会的な孤立者及び予備軍の所在及びニーズの把握
（高齢者、障害者、家族介護者、ひきこもり、DV等）

○把握方法

- ・行政が保有する住所、公的サービスの利用状況等の情報の活用
- ・全世帯向けニーズ調査の実施（郵送と訪問の組み合わせ）
- ・日常生活圏域ニーズ調査（介護保険事業計画）等の既存調査の利活用
- ・近隣住民同士の「支え合いマップ」の作成等により地域の実情に応じて選択・実施。

イ 生活課題検討・調整事業

【事業例】

- ・支援者間の具体的支援方針を決定するためのケース会議の開催
- ・支援困難事例における個別支援計画の策定

ウ 抜け漏れのない支援実施事業

【事業例】

- ・居場所づくり（サロン、ピアカウンセリング等）
- ・生活支援（配食、買い物、電球交換等の些細な困り事への支援等）
- ・移動支援（通院付き添い等）等

エ 地域支援活性化事業

【事業例】

○地域福祉のコーディネーターの配置（中学校区程度に1人配置を想定）

（想定される役割）

- ・地域の社会資源の把握
- ・相談支援（地域住民からの相談又は小地域の支援の担い手等を通じた相談を受けた制度・サービス利用等へのつなぎ、小地域の支援の担い手等との連携による支援の実施）
- ・実態把握・支援の協働体制（ネットワーク）の構築（小地域ネットワーク会議等の開催、支援困難者等に係る個別支援会議の開催）
- ・小地域の支援の担い手や地域の支援団体等の活動支援
- ・地域住民への働きかけ（地域における新たな支援の構築）等

○小地域の支援の担い手（自治会、民生委員、福祉推進（委）員、ライフライ

ン事業者、民間事業者等による活動)との連携
(想定される役割)

- ・地域住民の生活課題把握(気づき)・支援(声かけ)
- ・地域福祉のコーディネーターとの連携 等

オ 住民参加型まちづくり普及啓発事業

【事業例】

- ・住民参加を促すイベント(講演会等)の実施(互助意識の醸成)
- ・先進的な取組み視察等住民自身による研究事業
- ・支援者(見守り推進員等)養成のための研修事業 等

カ 熱中症の予防に資する事業

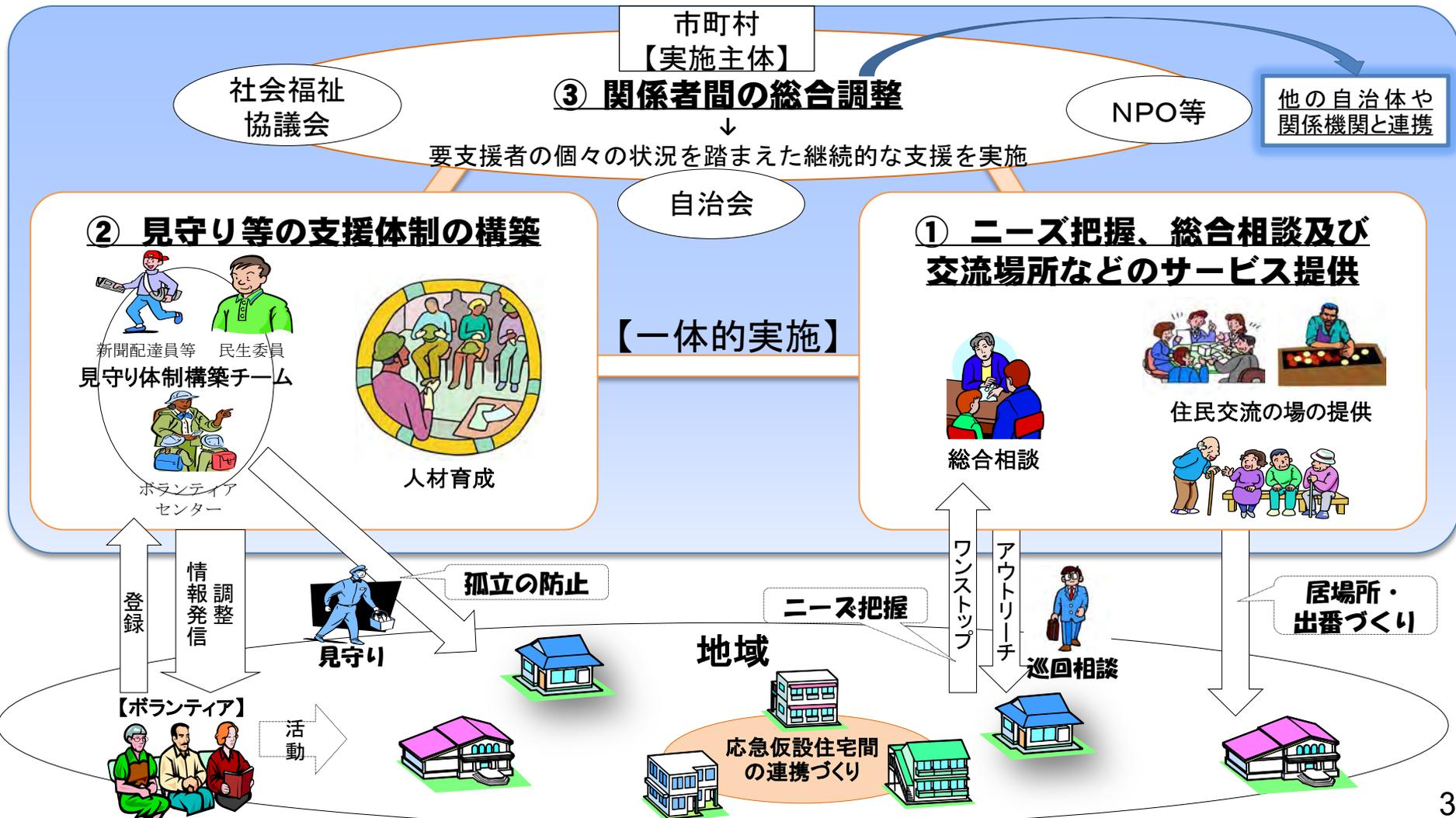
キ 災害時要援護者の支援に関する事業

ク その他地域福祉活動を推進する事業

⑬ 地域コミュニティ復興支援事業 (社会的包容力構築・「絆」再生事業の一部)

高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、次の取り組みを柱として一体的に実施し、地域内の面的支援を行い、地域コミュニティの復興支援を図る。(県外避難者への支援も対象)

- ①住民のニーズ把握、総合相談及び交流場所などのサービス提供 ②見守り等の支援体制の構築 ③関係者間の総合調整



地域コミュニティ復興支援事業

〈みなし仮設を中心とした支援事例〉

○実施主体：仙台市

○委託先：仙台市社会福祉協議会

〈事業概要〉

仙台市社協が「地域支えあいセンター事業」として、地元住民から生活支援相談員を雇用し、借上民間賃貸住宅の被災者を対象に、平成23年12月から訪問活動を開始。

○みなし仮設住宅を巡回訪問。

○市内20か所の市民センターでの巡回相談

○被災者支援情報等の情報コーナー設置

○交流会やサロンなどを開催。

○実施主体：七ヶ浜町

○委託先：七ヶ浜町社会福祉協議会

〈事業概要〉

仮設住宅支援の4者会議あり(市、地元NPO、レスキューストックヤード、町社協)。仮設住宅入居者の個別支援は地元NPO(アクア夢クラブ)とレスキューストックヤード(広域災害NPO)が実施。貧困・困窮者「絆」再生事業で「きずな工房」を開設。

一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみ世帯の把握のために、町健康増進課と町社協が協同で訪問調査を実施。

イベントの実施は、ボランティアセンターが中心となって実施。

地域コミュニティ復興支援事業

＜仮設住宅等における支援事例＞

○実施主体:七ヶ浜町

○委託先:七ヶ浜町社会福祉協議会

＜事業概要＞

仮設住宅支援の4者会議あり(市、地元NPO、レスキューストックヤード、町社協)。仮設住宅入居者の個別支援は地元NPO(アクア夢クラブ)とレスキューストックヤード(広域災害NPO)が実施。貧困・困窮者「絆」再生事業で「きずな工房」を開設。

一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみ世帯の把握のために、町健康増進課と町社協が協同で訪問調査を実施。

イベントの実施は、ボランティアセンターが中心となって実施。

○実施主体:仙台市

○委託先:仙台市社会福祉協議会

＜事業概要＞

仙台市社協が「地域支えあいセンター事業」として、地元住民から生活支援相談員を雇用し、借上民間賃貸住宅の被災者を対象に、12月から訪問活動を開始。

○みなし仮設住宅を巡回訪問。

○市内20か所の市民センターでの巡回相談

○被災者支援情報等の情報コーナー設置

○交流会やサロンなどを開催。

地域コミュニティ復興支援事業

＜県外避難者の支援事例＞

○実施主体：山形県

○補助先：つながろう！ささえあおう！復興支援プロジェクトやまがた（復興ボランティア支援センターやまがた）

＜事業概要＞

山形県内避難者の安定した生活の実現や広域にわたる被災地の復興を実現していくためには、被災地に隣接する山形県の息の長い支援活動が極めて重要である。県民、NPO及び行政が連携して立ち上げた「つながろう！ささえあおう！復興支援プロジェクトやまがた」は「復興ボランティア支援センターやまがた」が中心となって県民活動分野の調整拠点にして、「ささえあいリスト」の再編や避難者向け情報誌の発行、被災者・被災地と県内ボランティアをつなぐコーディネート活動等を行い、避難者及び被災者の地域コミュニティの復興支援を行う。

○実施主体：山形県

○補助先：山形県社会福祉協議会

＜事業概要＞

山形県内には、放射能を恐れて福島県を中心に、13,000人を超える方々が民間賃貸住宅等に避難している。これらの避難者の孤立化を防ぐため、見守り活動や巡回相談を行う生活支援相談員を、山形市や米沢市をはじめとする市町村社会福祉協議会に配置。避難者は山形市や米沢市など複数の市町村にわたり居住していることから、効率的かつ公平な対応を図るため、市町村を統括する県が実施主体となり、市町村や県・市町村社協と連携し、生活支援相談員の体制を構築する。

⑭ 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（子育て支援対策費補助金）

26年度予算額：40億円

1. 東日本大震災により被災した子どもへの支援について

被災地の子どもは心のケアを必要としたり、遊び場が少なく安心して過ごせる場が不足していることから、これまで安心こども基金の活用により、被災地における子どもが心身ともに健やかに育てられるよう、子どもの心のケア、遊び場確保等の取組を支援してきた。

しかし、避難の長期化に伴い、子どもの健康面への影響、その他新たな課題も生じていることから、復興大臣のもとに設置された「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」(※)での検討を踏まえ、被災した子どもへの支援を強化するため、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり事業や子育て世帯を訪問し心身の健康に関する相談・支援を行う事業の創設、子どもの心のケア事業について体のケアにも拡大、遊具の設置等について対象を被災3県に拡大するなど、総合的な支援を図ることとし、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営が可能な統合補助金として再編。（東日本大震災復興特別会計に計上）

※「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」(平成25年11月13日設置)について

避難の長期化により被災者の健康面を中心とした影響等が懸念される中、復興大臣のもとに関係府省からなるタスクフォースが設置され、被災地の現場から寄せられた現状と具体的な課題を総合的に把握するとともに、避難の長期化や地域によって異なる実情といった現場主義の視点に立脚し検討、既存施策の点検を実施。

2. 対象事業の概要

(1) 子ども健やか訪問事業【新規】

仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもをもつ家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う。

(2) 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業【新規】

仮設住宅の共有建物の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修することにより、仮設住宅で長期間生活している子どもが安心して過ごすことができるスペースを確保する。

(3) 遊具の設置や子育てイベントの開催【継続・拡充】 ※対象範囲を福島県から被災3県に拡大

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備。

(4) 親を亡くした子ども等への相談・援助事業【継続・拡充】 ※心のケアに加え、体のケアに関する相談・援助も行うよう対象を拡大

被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助。

(5) 児童福祉施設等での給食検査【継続】

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援。

(6) 保育料等の減免に対する支援【継続】

東日本大震災に伴い保育料等を減免した市町村等に対する支援を実施。

【参考】被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業の対象事業について

事業名	事業内容	実施主体	事業者	対象者
【新規】 子ども健やか訪問事業	東日本大震災により、仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもをもつ家庭等、特に負担が大きいと考えられる子育て家庭を訪問し、心身の健康に関する相談、生活・育児援助、専門の支援機関の紹介などを行う。 訪問は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員、児童委員、子育て経験者、ヘルパー、個人ボランティア等を広く活用し、人材確保については、被災地で活動している民間団体等の協力を得る。	被災県(岩手県、宮城県、福島県)、被災指定都市等(仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市)	被災県、被災指定都市等、被災県内の市町村(被災指定都市等を除く。)	避難生活をしている被災児童のいる世帯
【新規】 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業	東日本大震災に被災し住居を失った等の理由により、必ずしも良好な生活環境とは言えない仮設住宅で長期間生活している子どもたちについて、「子ども同士と一緒に遊ぶことにより交流できる」、「静かに勉強することができる」といった環境を整備し、子どもたちへの支援を実施すべきであるという要望が寄せられている。 そのような要望を踏まえ、仮設住宅の共有建物の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修することにより、子どもたちが安心して過ごすことができるスペースを確保し、また、当該スペースにおいて子どもたちの遊び等への支援を行う者及びスペースを管理する立場の者を確保する事業を新たに創設するもの。	仮設住宅設置県(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、栃木県、長野県)	仮設住宅設置県	仮設住宅に居住する被災児童等
【継続・拡充】 親を亡くした子ども等への相談・援助事業	東日本大震災により被災した子どもやその家族等が抱える生活状況の激変に伴う様々な不安や悩みを解決し、被災前の生活や心理・健康状態を取り戻すことを目的とし、各地方自治体が実施する被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助について、財政的な支援を行う。	被災県(岩手県、宮城県、福島県)、仙台市	被災県、仙台市、被災県内の市町村(仙台市を除く。)	被災児童及びその家族
【継続・拡充】 遊具の設置や子育てイベントの開催	被災地の子どもの運動機会が減少していることを踏まえ、子どもたちの遊び場の確保などの事業実施を積極的に支援することにより、子どもの運動機会を確保することを目的とする。 児童館や体育館などへ大型遊具等を設置し、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備するとともに、移動式的大型遊具を活用した子育てイベントの開催などを支援するもの。	被災県(岩手県、宮城県、福島県)、被災指定都市等(仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市)	被災県、被災指定都市等、被災県内の市町村(被災指定都市等を除く。)	対象地域に居住する被災児童等
【継続】 児童福祉施設等での給食検査	東日本大震災に係る対応として、児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組み(給食用食材の放射線検査機器の整備(事前検査)、給食のモニタリング調査(給食全体の事後検査))を支援する。	特定被災地方公共団体又は汚染状況重点調査地域である県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県)	特定被災地方公共団体又は汚染状況重点調査地域である県	対象地域に居住する被災児童等
【継続】 保育料等の減免に対する支援	東日本大震災に伴い保育所徴収金(保育料)及び児童入所施設徴収金を減免した都道府県、市町村に対する支援を実施する。	都道府県、指定都市、中核市(本事業の対象となる被災者が居住する自治体に限る。)	都道府県又は市町村	被災者

※補助率はいずれの事業も定額

※市町村が実施する場合は、都道府県を通じて補助

※各事業者が適当と認める関係機関への委託も可能

⑮ 放課後児童健全育成事業費等

(放課後子どもプラン推進事業費)

～ 年金特別会計 子どものための金銭の給付勘定 ～

29,290百万円 → 30,718百万円

(主な内容)

- 保育の利用者が就学後に引き続き放課後児童クラブが利用できるよう、平成26年度末までに受入児童数を111万人とすることを目指し、箇所数の増を図る。
(27,029か所→27,750か所)
- 放課後子ども環境整備事業
 - ・改修費520か所 (うち大規模クラブ解消400か所)
→114か所 (うち大規模クラブ解消57か所)
 - ・設備費280か所→530か所
- 放課後児童クラブ支援事業 (ボランティア派遣事業) (156市町村→156市町村)
- 放課後児童指導員資質向上事業の実施か所数の増 (108縣市→109縣市)

1. 予算額等の推移

(単位：百万円)

年 度	22 年 度	23 年 度	24 年 度	25 年 度	26年度案
予算額	24,406	27,683	28,478	29,290	30,718
か 所 数 予 算	24,872	25,591	26,310	27,029	27,750

2. 事業内容

(1) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に児童館や小学校の余裕教室等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

(2) 放課後子ども環境整備事業

小学校の余裕教室など既存の施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等や、既存のクラブにおいて障害児を受け入れるために必要な改修等を実施する。

(3) 放課後児童クラブ支援事業

障害児受入れクラブへの専門的知識等を有する職員の配置など、クラブの円滑な運営を支援する。

(4) 放課後児童指導員資質向上事業

放課後児童指導員等に対して必要な知識及び技術の習得のための研修を実施する。

3. 補助根拠 予算補助

4. 実施主体
- ・(1)～(3)の事業：指定都市、中核市、市町村(特別区を含む。)
 - ・(4)の事業：都道府県、指定都市、中核市

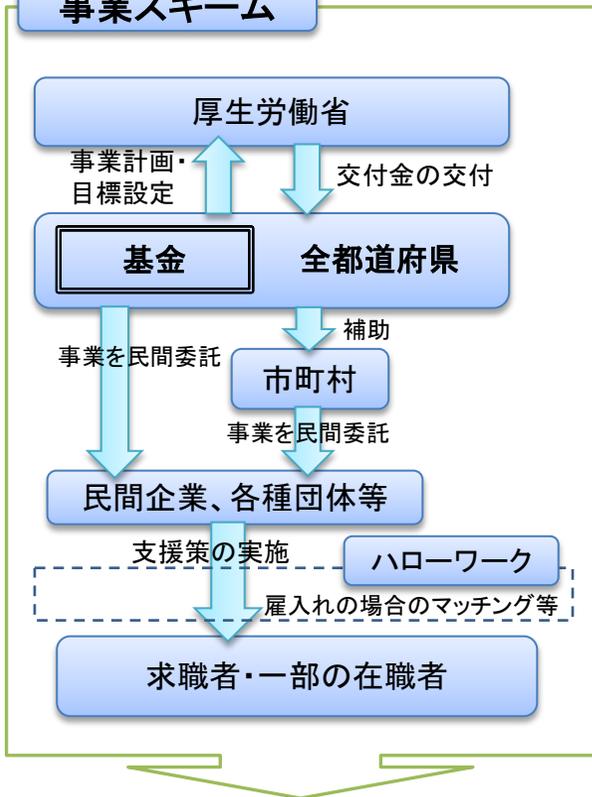
5. 補助率
- ・(1)～(3)の事業：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
国1/3、指定都市、中核市2/3
 - ・(4)の事業：国1/3、都道府県、指定都市、中核市2/3

⑩ 地域人づくり事業の概要

趣旨

- 地域経済を活性化し、「日本再興戦略」による経済成長を確実なものとするために、地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大など「全員参加」を可能とする環境を整備するとともに、賃金の上昇や、家計所得の増大等処遇改善に向けた取組を推進。
- 都道府県に造成している基金を積み増し、「地域人づくり事業」を創設し、民間企業等の活力を用い、雇用の拡大及び処遇の改善に取り組む。

事業スキーム



地域の多様な「人づくり」を通じた
雇用拡大・賃上げ促進

概要

- 事業期間は、事業開始（平成25年度補正予算成立）から、平成26年度末まで。（ただし、平成26年度までに開始した事業は平成27年度末まで。）
- 都道府県は、予め雇用拡大及び処遇改善に関する事業の到達目標を立て、その進捗を管理することが必要。

事業内容

地域のニーズに応じて、以下の雇用対策事業を計画・実施。受託事業主は、予め計画を立てて取り組むことが必要。

雇用拡大プロセス

…失業者（無業者）の就職に向けた支援

（例）

【雇入れを伴うもの】

- ① 未就職卒業生・出産により離職した女性を雇い入れての座学研修・企業実習／
- ② 高齢者等を雇い入れての介護補助事業等（支弁費用）人件費、研修費、企業実習受入経費

【雇入れを伴わないもの】

- ③ 人手不足分野のミスマッチ解消のための合同採用説明会／
- ④ 中小企業の情報発信／
- ⑤ 地域の実情に応じた就職支援セミナー
- ⑥ 生涯現役社会実現に向けた高齢者就業機会の掘り起こしとマッチング等（支弁費用）説明会経費、情報発信費、セミナー経費等

処遇改善プロセス

…在職者に対する処遇改善に向けた支援

（例）

- ① 【定着支援】に向けたメンタルトレーニング（若手社員向け）・雇用管理研修（管理者向け）／
- ② 非正規雇用労働者の【正社員化】に向けた生産性拡大に関するコンサルティング／
- ③ 【賃金上昇】を目的とした、海外販路拡大・グローバル人材育成のための国内外派遣等（支弁費用）研修費（講師謝金、アドバイス費用）等

※ 実施都道府県は、両プロセスの実施が必要。

⑰ 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業

【復旧・復興対策(復興庁計上) 225(623)百万円】

対策のポイント

荒廃した耕作放棄地を再生し被災農家等が営農活動を再開するまでの一連の取組を支援します。

<背景/課題>

- ・東日本大震災により甚大な被害を受けた被災農家等の生活再建に向けて、避難先等において営農活動を再開できるよう、その基盤となる農地を確保することが必要となっています。
- ・一方、荒廃した耕作放棄地の再生利用を図ることは、避難先等の地域においても喫緊の課題となっています。
- ・このため、このような耕作放棄地を活用して被災農家等の営農活動の再開を支援するきめ細かな措置が求められています。

政策目標

耕作放棄地を活用し営農活動の再開に取組む被災農家等への支援を継続

<主な内容>

被災農家等が自ら農業経営を営む場合のほか、受入れ地域の「耕作放棄地対策協議会」が運営する実証ほ場で雇用形態により営農活動を行う場合も対象とします。

1. 耕作放棄地を再生利用する活動への支援

荒廃した耕作放棄地の再生作業(雑草・雑木等の除去、深耕、整地等)、土づくり、再生農地への作物の導入、試験販売等の取組を定額(雑草・雑木等の除去5万円/10a等)で支援します。

2. 施設等の整備への支援

耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備(用排水施設の整備等)や農業用機械・施設、貯蔵施設、農業体験施設等の整備を支援します(補助率1/2以内等)。

3. 附帯事業への支援

引き受け手と受け入れ地域のマッチング、農地利用調整等を定額で支援します。

〔 補助率：定額(雑草、雑木等の除去5万円/10a等)、1/2以内等
事業実施主体：耕作放棄地対策協議会 〕

[お問い合わせ先：農村振興局農村計画課 (03-6744-2442)]

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業

- 東日本大震災により、甚大な被害を受けた被災農家等の生活再建に向けて、その基盤となる農地の確保を行うことが緊要。
- 一方、避難先等の地域においても荒廃した耕作放棄地の再生利用は喫緊の課題。
- このため、耕作放棄地を活用し、被災農家等の営農活動の再開を支援。

事業費・国費

H26年度予算額 2.25億円
(うち国費2.25億円)

対象地域

避難元が被災地域

補助対象

耕作放棄地対策協議会

補助率

定額(雑草、雑木等の除去5万円/10a等)
1/2以内等

交付の流れ

- 国 → 都道府県耕作放棄地対策協議会
- 地域耕作放棄地対策協議会
- 取組主体(被災農家等)



再生作業
(雑草、雑木等の除去)

土づくり

被災農家等が自ら農業経営を営む場合

被災農家等



○移転先で耕作放棄地を活用して農業経営を再開したいが、支援がないだろうか。



耕作放棄地対策協議会



○被災農家等の営農再開に向けて行う、耕作放棄地の再生作業や基盤整備等を支援します。

【主な支援内容】

- ・再生作業(雑草、雑木等の除去) 5万円/10a
※抜根等を伴う場合は10万円/10a
- ・整地等 5万円/10a
- ・土づくり 5万円/10a
- ・施設等補完整備(小規模基盤整備) 5万円/10a

※その他の基盤整備、農業用施設、農業用機械の導入等は補助率1/2以内等

実証ほ場で雇用形態により営農活動を行う場合

被災農家等



○新しい土地ですぐに農業経営するのは不安。営農再開に向けて支援を受けながら少しずつ地域に慣れて行けないだろうか。



耕作放棄地対策協議会



○協議会が運営する実証ほ場で雇用形態により営農活動を行うことができます。

【主な支援内容】

- 協議会が、被災農家等を雇用し、
- ・耕作放棄地の再生作業
- ・再生した農地で営農を実証するための農作業を実施(被災農家等に対し賃金を支給)

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業の取組事例

宮城県 南三陸町 入谷地区

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業の取組事例（被災農家による取組）

被災前の経営概要等

菊種苗の栽培をメインに営農を行っていたが、津波により一部農地が被害を受けたため、住み慣れた戸倉の滝浜地区を離れ、入谷の大船沢地区へ移住。

経営面積:1.3ha(畑)

営農作物:菊

取組の概要

対象面積:21a(畑)

実施期間:平成24年1月～平成24年3月

取組のきっかけ:移住先の大船沢地区の近くで農業を再開するため、町に活用できる支援制度はないか問い合わせがあり、取組が具体化。

調整経緯:地域協議会が近隣の耕作放棄地の所有者に事情を説明し、実施に至る。

取組主体:被災農家1戸(2名)(作物:菊)

作業内容:下刈り、障害物除去、重機による客土及び整地、肥料・石灰等による土壌改良、ハウス整備。



再生作業前



再生作業中



再生作業後

現在の状況

平成24年度より再生した農地で営農再開し、春先に播種を行った。

⑱ 農山漁村被災者受入円滑化支援事業

【復旧・復興対策（復興庁計上） 18（18）百万円】

対策のポイント

被災地からやむを得ず移転を行わざるを得ない被災農家等に対し、受入れ情報を提供し、受入れ地域とのマッチング等の支援を引き続き実施します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災の被災地では、津波被害や原発事故等の影響により避難生活を余儀なくされている被災農家等においては、未だに当該地域で営農を再開することが困難な状況が継続しています。
- ・こうした状況を踏まえ、やむを得ず移転せざるを得ない被災農家等に対し、避難先など他地域での営農再開による生活再建のための受入れ可能な農山漁村地域の情報提供等、きめ細かな支援が必要となっています。

政策目標

本事業を活用して避難先から移転した農家の離農率が平成28年度まで全国平均以下であること

<主な内容>

○被災農家等に対する農山漁村地域の受入れ情報の提供等

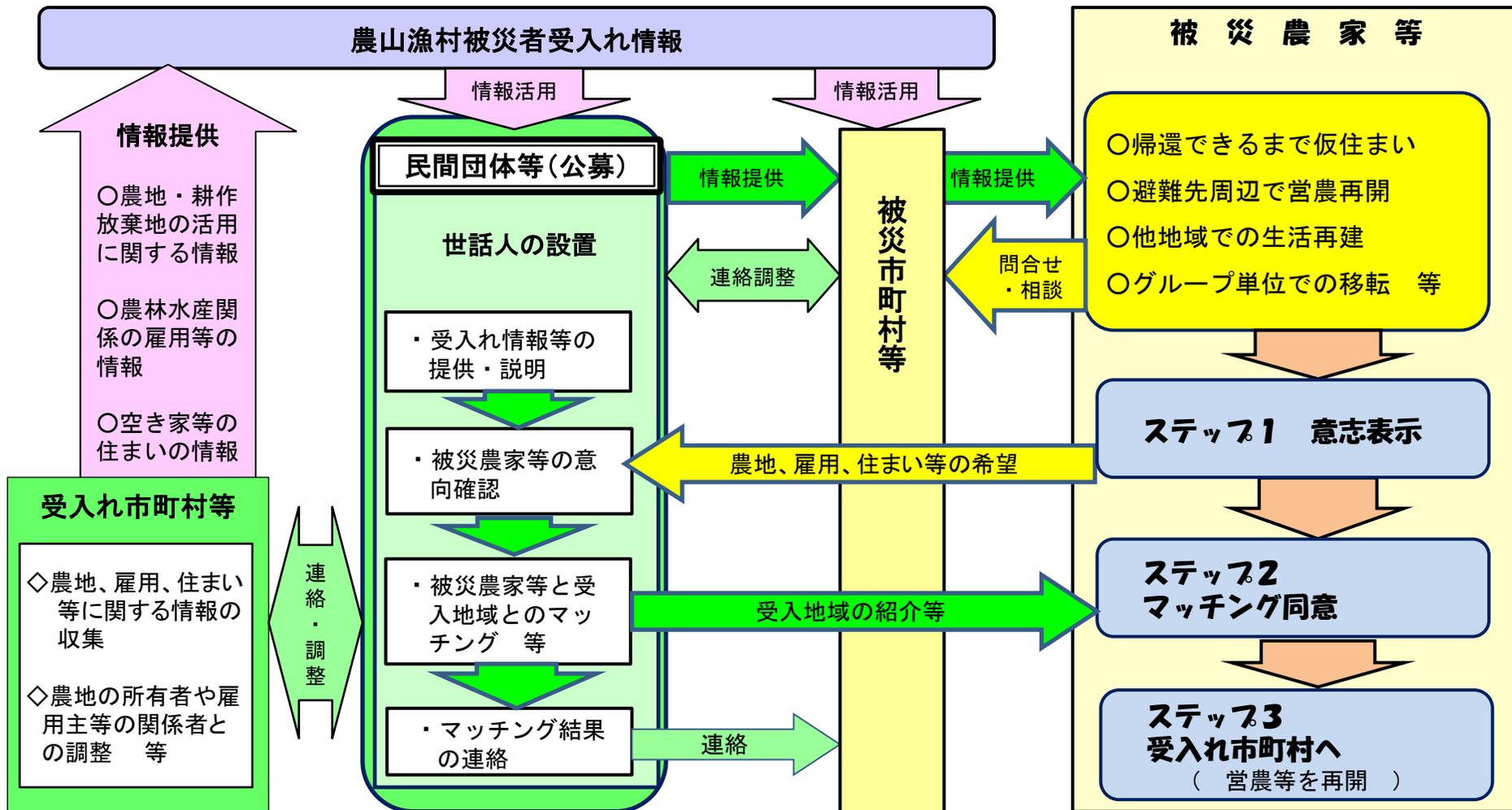
東日本大震災の影響により、避難生活を余儀なくされている被災農家等に対し、都道府県、市町村、農業関係団体等と連携しつつ、受入れ可能な農山漁村地域における農地、雇用、住まい等に関する情報を提供するとともに、やむを得ず移転せざるを得ない被災農家等と受入れ地域とのマッチング等のきめ細かな支援を引き続き実施します。

農山漁村被災者受入円滑化支援事業 18（18）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：農村振興局中山間地域振興課(03-6744-2498)]

農山漁村被災者受入円滑化支援事業

○被災地からやむを得ず他の地域へ移転せざるを得ない被災農家等に対し、農地、雇用、住まい等に関する「農山漁村被災者受入れ情報」を提供し、受入れ可能な地域とのマッチング等のきめ細かな支援を実施。



北海道大樹町の住まいの情報

1 住まいの情報のポイント

- 農家民宿等で、計38戸の受入れが可能です。

2 住まいの情報

(1)(有)インカルシペ白樺



【入居要件】

- 受入れ可能期間は、1ヶ月から1年間です(期間の延長は要相談)。
- 1家族(6名以内)受入れ可能です。
- ペットの同伴も可能です。

【住まいの情報】

- コテージ1棟を利用できます。
- 家賃は要相談です。
- 原則自炊をお願いいたします。敷地内に食事処もあります。
- コテージ内に浴室(シャワーのみ)・トイレ・キッチン・洗濯機・冷蔵庫・小型テレビ・布団・食器一式が備え付けてあります。
- 駐車場(無料)があります。

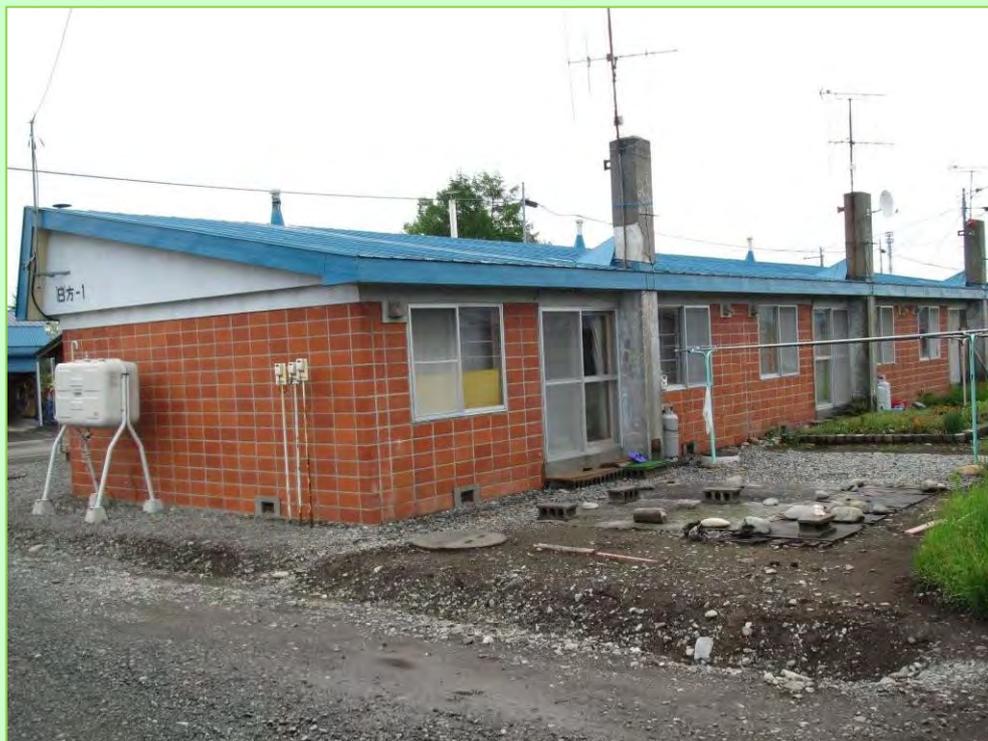
【生活情報】

- 市街地までは約4.5kmです。
- 近隣に町立病院があります。
- 小学校、中学校へは、町営スクールバスでの通学になります。
- 貸出農園(50アール程度)があります。

【連絡先】(有)インカルシペ白樺

住所:北海道広尾郡大樹町字萌和106-1 TEL:01558-6-3824

(2) 日方団地



【入居要件】

- 入居期間は原則1年間です。

【住まいの情報】

- 3戸(1戸6名程度)で受入れ可能です。
- 家賃は無料です(水道料も免除)。

【生活情報】

- スーパーまで車で5分です。
- 小学校まで徒歩35分、中学校まで徒歩10分です。
- 町立病院まで車で5分、徒歩20分です。

雇用

希望者には、町内事業所への雇用を斡旋します。
(勤務条件については、要相談)

【施設所在地】 北海道広尾郡大樹町字日方401

【連絡先】 大樹町役場企画課防災係

TEL:01558-6-2133

北海道大樹町の農地等の情報

1 農地等情報のポイント

- (有)インカルシペ白樺において、農地の貸し出しを行っています。

2 貸し付け農地の情報((有)インカルシペ白樺)



【受入れ要件】

- (有)インカルシペ白樺で滞在されている方が対象です(本冊子1ページ)。
- 農地の利用料は、要相談です。

【耕地面積】

- 畑地 50aが貸し出し可能です。

【支援内容】

- 農機具等の貸し出し対応も可能です。

【その他】

- 大樹町では馬鈴薯、てん菜、大根、小麦等が主な栽培作物です。

【連絡先】 (有)インカルシペ白樺

住所: 北海道広尾郡大樹町字萌和106-1

TEL: 01558-6-3824

⑰ 海岸防災林再生等復興支援事業（継続）

【平成26年度予算額 83,077（83,077）千円】

事業のポイント

海岸防災林を再生する取組において、地元住民やNPO、企業等が参画する仕組みづくりを支援します。

<背景>

東日本大震災により甚大な被害を受けた海岸防災林の再生については、大規模災害に対する防災意識の向上や地域の復興のシンボリックな活動となるよう、地域住民の参加の下で、NPOや企業等の協力を得つつ、植栽や保育を進めることとしています。

政策目標

被災海岸防災林140kmの復旧・再生

<内容>

- ・地元住民やNPO・企業への意向調査、これらの者と地元自治体との協議会の開催、海岸防災林の機能に関する調査等、地元住民、NPO、企業等が海岸防災林再生に参画していくための仕組みづくりを支援します。
- ・地域住民やNPO等が行う植樹活動が円滑に進むよう、植樹会場の設営、安全対策、参加者の移動等に対して支援します。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成25年度～29年度

[担当課：林野庁森林利用課]

海岸防災林再生等復興支援事業【復興枠】



海岸防災林内の区画

「住民の森」

「NPOの森」

「企業の森」

として整備

植樹活動に要する経費を助成

- 例
- ・植樹会場の設営
 - ・防護マスク、線量計などの安全対策
 - ・公共交通機関が不通の場合のバスチャーター

「復興のシンボル」となる森林

海岸防災林と併せて整備

地元自治体
(県・市町村)

地元市民

参画を希望する
NPO、企業

地元とNPO・企業が一体となった
海岸防災林再生の仕組みづくり

NPO、企業等の民間参画の仕組みづくりを支援

- 例
- ・地元市民、NPO、企業等への意向調査
 - ・海岸防災林の機能に関する調査

⑳ 農業用水保全の森づくり事業

森林は、水源かん養機能や土砂流出防止機能等を有しており、農業用水の安定的な供給等に重要な役割を果たしていること、及び地球温暖化の防止に向け森林吸収量を最大限確保するためには森林整備等の強力な推進が不可欠な状況にあることにかんがみ、森林の整備及び保全に係る事業であって、ダム、ため池、頭首工、揚水機等の農業用水の供給を目的に設置された農業用水を貯留又は取水する施設（以下「貯水池等」という。）への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、農業用水の水源地域（以下「水源地域」という。）において行うもの、及び貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、水源地域の森林の周辺農地に介在する耕作放棄地において行う植林等について、都道府県及び市町村に対し、国が助成を行う制度を定めるものである。

○対象地域

次に掲げるア及びイを満たす水源地域。

- (ア) 当該水源地域における貯水池等において、流況の悪化、土砂流入の増加等がみられること又は懸念されること。
- (イ) 当該水源地域の森林の整備・保全を促進することにより、水源かん養機能等の発揮を通じ、良質な農業用水の安定的な供給等が期待できること。

○事業内容等

森林環境保全整備事業の環境林整備事業 及び
農山漁村地域整備交付金の育成林整備事業等に準ずる。

⑳ 漁場保全の森づくり事業

沿岸域の開発により減少した藻場や干潟の保全、土砂流出等により悪化した漁場環境の改善のためには、漁場と密接に関係している森づくりを積極的に推進していくことが必要であることにかんがみ、森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うもの（以下「森林の整備事業等」という。）について、都道府県に対し、国が助成を行うものとする。

○対象となる箇所等

以下の漁場及び実施箇所を対象として実施する森林の整備事業等をいう。

(ア) 対象となる漁場

次に掲げるイ及びロを満たすこと。

イ 磯焼け又は土砂の流出等による漁場環境の悪化がみられること

ロ 栄養塩類等の供給又は濁水の緩和等の効果が期待できること

(イ) 次に掲げるイ又はロのいずれかを満たす実施個所であること。

イ 栄養塩類等の供給を目的とする場合にあっては、対象漁場が閉鎖的な湾又は入り江等であって、それらの後背地における森林又は対象漁場へ流入する河川流域における森林

ロ 濁水の緩和等を目的とする場合にあっては、濁水又は土砂等が対象漁場に流入するおそれがある河川流域における森林

○事業内容等

森林環境保全整備事業の環境林整備事業 及び
農山漁村地域整備交付金の育成林整備事業等に準ずる。

② 絆の森整備事業

身近な森林に対する市民の関心の高まりや、森林をフィールドとした市民活動の広がりに対応するため、市民の参加による森林整備や野生動物との共存のための森林整備を行う。

○事業区分及び事業内容等

1) 市民参加型森林整備

集落周辺の里山林や都市近郊林において、森づくりへの市民参加を推進

事業区分	事業内容
ア 全体計画調査	全体計画の策定に必要な調査を行う事業
イ 共生環境整備	市民参加による森林の造成を推進することを目的として行う下草刈りや希少植物の保全、廃棄物の除去等林床整備、広葉樹等の郷土樹種の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、野生生物の生息場所（ビオトープ）に適した水辺環境整備並びに森林作業道の開設及び改良等
ウ 付帯施設整備	標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに機能保持上必要な施設、給排水施設、防護柵の設置及び簡易な休憩施設の整備等
エ 林内歩道等整備	共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び森林作業道の開設及び改良
オ 用地等取得	有効かつ計画的な土地の利用促進を図るために行う土地及び立木竹の取得
カ 森林管理道整備 (開設)	森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道の開設

①行政支援タイプ

森林所有者、市民グループ及び市町村が締結する市民の森林利用に関する協定に基づき、市民グループが林業体験活動等を行う場所において、市町村等が森林整備を実施

②市民主導タイプ

市民グループ（特定非営利活動法人等）等が森林所有者から受託して森林経営計画等を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者と森林法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施

③市民開放タイプ

森林経営計画等の地域住民への開示や市町村、市民グループとの協定に基づき所有森林を市民へ開放する森林所有者等が森林整備を実施

(補助対象は、次のとおり細分する。)

区分	行政支援タイプ	市民主導タイプ	市民開放タイプ
全体計画調査	○		
共生林整備	○	○	○
付帯施設整備	○	○	○
林内歩道等整備	○	○	○
用地等取得	○		
森林管理道整備(開設)	○	○	○

2) 野生生物共生林整備

野生生物との共生を図るため、野生生物の生息環境保全に資する森林整備を実施

事業区分	事業内容
ア 共生環境整備	野生生物の生息・生育環境の保全、移動経路の確保を図るための森林の造成、野生生物の生息場所（ビオトープ）に適した水辺環境整備、原植生の回復整備等を目的として行う広葉樹・花木・餌木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積並びに森林作業道の開設及び改良等
イ 付帯施設整備	標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに溪流路整備として行う岩組等林地保全施設の整備並びに防護柵の設置等
ウ 林内歩道等整備	共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び森林作業道の開設及び改良
エ 用地等取得	有効かつ計画的な土地の利用促進を図るために行う土地及び立木竹の取得
オ 森林管理道整備 (開設)	森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道の開設

○事業主体

・造林関係

ア 市民参加型整備

①行政支援タイプ

都道府県、市町村

②市民主導タイプ

森林経営計画等の認定を受けた者（森林所有者及び森林組合その他の林業事業体を除く。）及び特定非営利活動法人等

③市民開放タイプ

森林所有者等のうち森林経営計画等の認定を受けた者又は市町村との森林整備に関する協定を締結した森林所有者

イ 野生生物共生林整備

都道府県、市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体及び森林経営計画等の認定を受けた者

・林道関係

都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会

○事業要件等

・造林関係

1 施行地の面積が0.1ha以上かつ5ha以上のまとまりのある森林

・林道関係

【森林管理道開設】

育成林整備事業に準ずる

【森林作業道改良】

森林空間総合整備事業に準ずる

○補助率

・造林関係

森林整備等 1 / 2

用地等取得 1 / 3

・林道関係

森林管理道開設 45 / 100 等

⑳㉑㉒

農山漁村地域整備交付金（公共）

【112, 211（112, 828）百万円】

対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<背景／課題>

- ・地域の特色を生かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、**生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。**
- ・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、**防災・減災対策を推進することが必要です。**
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、**強い農林水産業のための基盤づくりを推進します。**

政策目標

- 基盤整備実施地区の対象農地の耕地利用率108%以上（平成27年度）
- 二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
- 海岸堤防等の整備率 66%（平成28年度）

<主な内容>

1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、**農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。**
また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。
農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等
森林分野：予防治山、路網整備等
水産分野：漁港漁場整備、海岸保全施設整備等
3. 国から都道府県に交付金を交付し、**都道府県は自らの裁量により地区毎に配分できます。**また、**都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。**
(水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。)

※()内に記載する25年度予算額は、東日本大震災復興特別会計への繰入れ分（津波対策617百万円）を含む。

お問い合わせ先：

農業農村分野に関すること	農村振興局農村整備官	(03-6744-2200)
森林分野に関すること	林野庁計画課	(03-3501-3842)
水産分野に関すること	水産庁防災漁村課	(03-3502-5304)

農山漁村地域整備交付金

- 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。
- 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。

【農業農村整備】



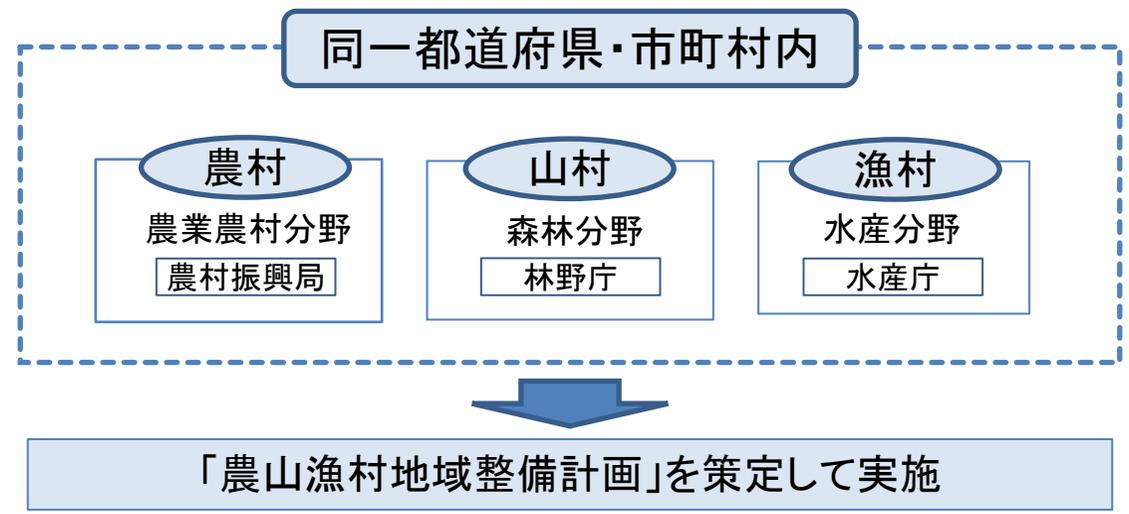
【森林基盤整備】



【水産基盤整備】



【海岸保全施設整備】



交付金の仕組み

農山漁村

農業農村分野＋森林分野＋水産分野＋効果促進

地域の自主性に基づき、農・林・水にまたがる広範かつ多様な事業を自由に実施（関係事務の一本化・統一化）

農山漁村地域整備と一体となって、事業効果を高めるために必要な効果促進事業の実施が可能

都道府県の裁量による弾力的かつ機動的な運用が可能（農・林・水横断的な予算融通が可能）

自治体は計画・進捗状況・事後評価を公表（客観性・透明性の確保）



地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

⑳ 森林環境保全直接支援事業 森林整備事業・治山事業（公共）

【43,890百万円】

対策のポイント

林業の成長産業化に資する間伐、路網整備等を推進するとともに、森林の荒廃を防ぎ、国土保全等の公益的機能を発揮するため、荒廃山地の復旧整備等の国土強靱化対策を実施します。

<背景／課題>

- ・我が国の森林資源を活かし、林業を成長産業として確立するため、安定的な木材の供給体制を構築する必要があります。
- ・集中豪雨等により各地で山地災害が発生しており、**荒廃山地の復旧整備**を早急に進めるとともに、**森林の公益的機能を発揮**させるために必要な措置を講じることにより、**山地防災力を強化**する必要があります。
- ・こうした取組は、**二酸化炭素の森林吸収量の算入上限値3.5%**（平成25年から平成32年の平均・1990年を基準）を確保し、我が国の新たな温室効果ガス削減目標**3.8%**（うち約4分の3の**2.8%**分は森林吸収量・2005年を基準）を達成するためにも必要です。

政策目標

- 森林吸収量の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）
- 周辺森林の山地災害防止機能等が確保された集落の増加

<主な内容>

1. 森林整備事業

27,393百万円

進めます。特に、**森林整備加速化・林業再生事業**と連携して実施する事業を優先扱います。

森林環境保全直接支援事業 12,000百万円

林業専用道整備対策 5,087百万円

国費率：10/10、1/2、3/10等

事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者、（独）森林総合研究所等

(2) 治山事業と一体的に行う間伐等の災害に強い森林づくりに資する**森林整備**を推進します。

環境林整備事業 1,000百万円

水源林造成事業 3,298百万円

国費率：10/10、3/10等

事業実施主体：国、都道府県、市町村、（独）森林総合研究所等

2. 治山事業

16,497百万円

- (1) 集中豪雨や台風等により発生した山地災害箇所等であって、今後の降雨等により人命・財産に被害が及ぶおそれのある森林について、**早急に復旧整備**を実施します。

また、集中豪雨等により発生した**大規模な崩壊箇所等の復旧整備**を加速化します。

復旧治山事業 9,491百万円
地すべり事業 1,434百万円
治山事業(民有林直轄) 2,000百万円
国費率：10/10、2/3、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

- (2) 火山地域や集落周辺に存する水土保持機能の低下した森林等において、**今後の集中豪雨等による土砂の崩壊・流出や流木の発生を未然に防止する観点から、保安林の整備**を実施します。

また、**風浪や病害虫被害等により機能が低下した海岸防災林の再生や津波に対し粘り強い海岸防災林の整備**を実施します。

水源地域等保安林整備事業 2,050百万円
防災林造成事業 700百万円
国費率：10/10、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

- (3) 既往の治山事業施行地の点検や計画策定を含む**治山施設の長寿命化対策**を推進します。

治山事業 16,497百万円の内数
国費率：10/10、2/3、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

お問い合わせ先：

1の事業 林野庁整備課
2の事業 林野庁治山課

(03-6744-2303)
(03-6744-2308)

㉓ 森林環境保全直接支援事業 森林整備事業（公共）

【119,723（118,498）百万円】

対策のポイント

施業集約化、路網整備等の取組を推進するほか、森林吸収量の確保に向けた条件不利地等における間伐や低コスト造林を推進します。

<背景／課題>

- ・我が国の森林資源を活かし、安定的な木材の供給体制を構築するとともに、二酸化炭素の森林吸収量の算入上限値3.5%（平成25年から平成32年の平均・平成2年度を基準）を確保し、平成32年度における我が国の新たな温室効果ガス削減目標3.8%（うち約4分の3の2.8%分は森林吸収量・平成17年度を基準）の達成に貢献するため、**森林施業の集約化、路網の整備、間伐等を推進する必要があります。**
- ・シカ等の食害による森林被害が各地で増加しており、**鳥獣被害対策を推進する必要があります。**

政策目標

○森林吸収量の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）

<主な内容>

（1）施業の集約化を図り、間伐やこれと一体となった路網の整備、主伐後の再造林等を推進します（「保育間伐」を新設するとともに、切捨間伐の助成対象を見直し、対象齢級を現行の5齢級から7齢級に引き上げ）。

また、現場の実態に即して必要な施業を推進できるよう、森林経営計画制度の見直しを進めます。

森林環境保全直接支援事業 23,291（23,193）百万円
林業専用道整備対策 11,086（12,521）百万円
国費率：10/10、1/2、3/10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等

（2）所有者の自助努力によっては適正な整備ができない条件不利地等を対象として、公的主体による間伐等の森林整備を支援するとともに、鳥獣被害対策を推進します。

環境林整備事業 2,726（4,500）百万円
水源林造成事業 24,870（23,952）百万円
国費率：10/10、3/10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、（独）森林総合研究所等

（3）地球温暖化防止のため、地域の実態に即して間伐や路網整備等を行えるよう、現場の創意工夫が活かせる柔軟な助成を実施します。

美しい森林づくり基盤整備交付金 645（1,000）百万円
国費率：1/2
事業実施主体：市町村、森林所有者等

[お問い合わせ先：林野庁整備課（03-6744-2303（直））]

②④ 環境林整備事業
森林整備事業・治山事業（公共）

【43,890百万円】

対策のポイント

林業の成長産業化に資する間伐、路網整備等を推進するとともに、森林の荒廃を防ぎ、国土保全等の公益的機能を発揮するため、荒廃山地の復旧整備等の国土強靱化対策を実施します。

<背景／課題>

- ・我が国の森林資源を活かし、林業を成長産業として確立するため、安定的な木材の供給体制を構築する必要があります。
- ・集中豪雨等により各地で山地災害が発生しており、**荒廃山地の復旧整備**を早急に進めるとともに、**森林の公益的機能を発揮**させるために必要な措置を講じることにより、**山地防災力を強化**する必要があります。
- ・こうした取組は、**二酸化炭素の森林吸収量の算入上限値3.5%**（平成25年から平成32年の平均・1990年を基準）を確保し、我が国の新たな温室効果ガス削減目標**3.8%**（うち約4分の3の**2.8%**分は森林吸収量・2005年を基準）を達成するためにも必要です。

政策目標

- 森林吸収量の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）
- 周辺森林の山地災害防止機能等が確保された集落の増加

<主な内容>

1. 森林整備事業

27,393百万円

- 1) 国産材の安定供給体制の構築や森林吸収量の確保のための**間伐、路網整備等**を推進します。特に、**森林整備加速化・林業再生事業**と連携して実施する事業を優先採択します。

森林環境保全直接支援事業 12,000百万円

林業専用道整備対策 5,087百万円

国費率：10/10、1/2、3/10等

事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者、（独）森林総合研究所等

- (2) 治山事業と一体的に行う間伐等の災害に強い森林づくりに資する**森林整備**を推進します。

環境林整備事業 1,000百万円

水源林造成事業 3,298百万円

国費率：10/10、3/10等

事業実施主体：国、都道府県、市町村、（独）森林総合研究所等

2. 治山事業

16,497百万円

- (1) 集中豪雨や台風等により発生した山地災害箇所等であって、今後の降雨等により人命・財産に被害が及ぶおそれのある森林について、**早急に復旧整備**を実施します。

また、集中豪雨等により発生した**大規模な崩壊箇所等の復旧整備**を加速化します。

復旧治山事業 9,491百万円
地すべり事業 1,434百万円
治山事業(民有林直轄) 2,000百万円
国費率：10/10、2/3、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

- (2) 火山地域や集落周辺に存する水土保持機能の低下した森林等において、**今後の集中豪雨等による土砂の崩壊・流出や流木の発生を未然に防止する観点から、保安林の整備**を実施します。

また、**風浪や病害虫被害等により機能が低下した海岸防災林の再生や津波に対し粘り強い海岸防災林の整備**を実施します。

水源地域等保安林整備事業 2,050百万円
防災林造成事業 700百万円
国費率：10/10、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

- (3) 既往の治山事業施行地の点検や計画策定を含む**治山施設の長寿命化対策**を推進します。

治山事業 16,497百万円の内数
国費率：10/10、2/3、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

お問い合わせ先：

1の事業 林野庁整備課

(03-6744-2303)

2の事業 林野庁治山課

(03-6744-2308)

②④ 環境林整備事業
森林整備事業（公共）

【119,723（118,498）百万円】

対策のポイント

施業集約化、路網整備等の取組を推進するほか、森林吸収量の確保に向けた条件不利地等における間伐や低コスト造林を推進します。

<背景／課題>

- ・我が国の森林資源を活かし、安定的な木材の供給体制を構築するとともに、二酸化炭素の森林吸収量の算入上限値3.5%（平成25年から平成32年の平均・平成2年度を基準）を確保し、平成32年度における我が国の新たな温室効果ガス削減目標3.8%（うち約4分の3の2.8%分は森林吸収量・平成17年度を基準）の達成に貢献するため、森林施業の集約化、路網の整備、間伐等を推進する必要があります。
- ・シカ等の食害による森林被害が各地で増加しており、鳥獣被害対策を推進する必要があります。

政策目標

○森林吸収量の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）

<主な内容>

- (1) 施業の集約化を図り、間伐やこれと一体となった路網の整備、主伐後の再造林等を推進します（「保育間伐」を新設するとともに、切捨間伐の助成対象を見直し、対象齢級を現行の5齢級から7齢級に引き上げ）。
- また、現場の実態に即して必要な施業を推進できるよう、森林経営計画制度の見直しを進めます。

森林環境保全直接支援事業 23,291（23,193）百万円
林業専用道整備対策 11,086（12,521）百万円
国費率：10/10、1/2、3/10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等

- 2) 所有者の自助努力によっては適正な整備ができない条件不利地等を対象として、公的主体による間伐等の森林整備を支援するとともに、鳥獣被害対策を推進します。

環境林整備事業 2,726（4,500）百万円
水源林造成事業 24,870（23,952）百万円
国費率：10/10、3/10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、（独）森林総合研究所等

- (3) 地球温暖化防止のため、地域の実態に即して間伐や路網整備等を行えるよう、現場の創意工夫が活かせる柔軟な助成を実施します。

美しい森林づくり基盤整備交付金 645（1,000）百万円
国費率：1/2
事業実施主体：市町村、森林所有者等

〔お問い合わせ先：林野庁整備課（03-6744-2303（直））〕

②⑤ 森林・山村多面的機能発揮総合対策 【3, 243 (3, 000) 百万円】

対策のポイント

森林の有する多面的機能の発揮に向け、山村における地域活動に対する支援を充実、強化します。

<背景/課題>

- ・森林の有する多面的機能の発揮に向け、適正な森林整備・保全を図ることが必要ですが、林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化等により、地域住民と森林との関係が希薄化しています。
- ・そのため、山村地域の活性化等に向け地域の実情に応じた支援策を充実・強化することが不可欠です。

政策目標

・全国1,200地域で地域の特性に応じた森林の保全管理や山村活性化の取組を推進（平成26～28年度）

<主な内容>

1. 森林・山村多面的機能発揮対策

(1) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 2, 985 (2, 985) 百万円

里山林の景観保全などの日常的な管理活動、森林資源を利活用する活動、森林を活用した環境教育・研修活動など、地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して行う、以下の取組を支援します。

①地域環境保全タイプ

集落周辺の美しい里山林を維持するための景観保全・整備活動、高密に侵入したモウソウ竹等の竹林の伐採・除去や利用に向けた取組。

②森林資源利用タイプ

集落周辺の里山林に賦存する広葉樹等未利用資源を地域の生活のために利用することを目的とした木質バイオマス、しいたけ原木等の広葉樹等未利用資源の供給及び活用。

③森林空間利用タイプ

森林を活用した環境教育や研修、レクリエーション活動等。

④機材及び資材の整備

上記①、②の活動の実施に必要な機材及び資材の整備。

（補助率：定額（1/2相当））

（事業実施主体：地域協議会）

(2) 森林・山村多面的機能対策評価検証事業

15 (15) 百万円

森林・山村多面的機能発揮対策による活動の成果について、評価及び検証を実施します。

（委託費）
（委託先：民間団体）

2. 森林整備地域活動支援交付金 [拡充] 150百万円 (一) 百万円

(1) 森林経営計画の作成に必要な地域活動への支援

森林経営計画の作成に必要な森林情報の収集（不在村森林所有者情報の取得、現地確認等）や合意形成活動、GPSを活用した境界の確認等に対して支援します。

(2) 森林施業の集約化に必要な地域活動への支援

森林経営計画に基づき実施する集約化施業に必要な森林調査、境界の確認、森林所有者の合意形成活動等の活動に対して支援します。

(3) 森林経営計画作成・施業集約化の条件整備への支援

森林経営計画の作成や施業集約化に必要な既存路網の簡易な改良等に対して支援します。

補助率：定額（1/2相当）
事業実施主体：市町村等が構成する協議会、民間団体等

3. 民有林・国有林が連携した境界明確化対策 93 (一) 百万円

国有林においても、民有林の集約化施業等を積極的に支援するため、国有林と隣接する民有林の境界明確化を推進します。

（事業実施主体：国）

お問い合わせ先
1 及び 2 の事業 林野庁森林利用課 (03-3501-3845)
3 の事業 林野庁業務課 (03-6744-2329)

<各省との連携>

- 国土交通省 ・森林所有者情報の共有・活用、地籍整備の推進

<関連対策> 森林整備等への民間資金活用調査実証事業 [新規] 100 (一) 百万円

民間資金を活用した森林整備の国内外の制度・事例の調査、民間資金の活用に対する企業・国民の意識や関心に関する情報収集・分析等を行うとともに、次年度以降の実証に向け、企業の業種等に応じた類型別に森林整備への協力が企業経営にもたらす効果の分析や企業ニーズの詳細把握等を実施します。

委託費
委託先：民間団体

[お問い合わせ先：林野庁森林利用課 (03-3502-8240)]

○ 森林の有する多面的機能の発揮に向け、山村における地域活動に対する支援を充実・強化します。

㉑ 森林・山村多面的機能発揮交付金

地域住民が中心となった活動組織が実施する、里山林の保全などの日常的な管理活動、森林資源の利活用、森林を活用した環境教育・研修活動など、以下の取組を支援

1 地域環境保全タイプ

集落周辺の里山林を維持するための景観保全・整備活動、高密に侵入したモウソウ竹等の侵入竹の伐採・除去や利用に向けた取組

2 森林資源利用タイプ

集落周辺の里山林に賦存する広葉樹等未利用資源の利活用活動

3 森林空間利用タイプ

森林を活用した環境教育や研修、レクリエーション活動等

4 機材及び資材の整備

上記1、2の活動の実施に必要な機材及び資材の整備



森林整備地域活動支援交付金

林業事業者等が実施する、施業集約化の活動を促進するための活動など、以下の取組を支援

1 森林経営計画作成促進

森林経営計画の作成に必要な森林情報の収集や合意形成活動、GPSを活用した境界の確認等

2 施業集約化の促進

森林経営計画等に基づき実施する施業集約化に必要な森林調査等

3 森林経営計画作成・施業集約化の条件整備への支援

森林経営計画や施業集約化に必要な既存路網の簡易な改良等



※ 国有林においても、民有林の集約化施業等を積極的に支援するため、国有林と隣接する民有林の境界明確化を推進

地域の特性に応じた森林の保全管理や山村活性化の取組を推進

②⑥ 水産多面的機能発揮対策（拡充）

1 趣 旨

水産業・漁村は、古くから、国民に安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、国境監視・海難救助による国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の場の提供など国民に対して種々の多面的機能を提供する役割を担ってきた。

しかしながら、漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により水産業・漁村が関わる問題が深刻化するに従い、これらの多面的機能の発揮に支障が生じている。

そのため、多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化を図るものである。

2 事業内容

(1) 水産多面的機能発揮対策事業

ア 事業の仕組み

都道府県、市町村、漁協等による地域協議会を設置し、国は地域協議会に交付金を交付する。

地域協議会は、地域活動指針の作成、交付金交付事務等を行い、国からの交付金を受けて活動組織に交付金を交付する。

地域協議会、都道府県及び市町村が交付事務を行うために必要な経費について、運営交付金を交付する。

イ 対象とする活動項目

漁業者等が行う水産の多面的機能を図るための、以下の項目について支援。

① 国民の生命・財産の保全： 国境監視、海難救助等

② 地球環境保全： 藻場・干潟等の維持・保全、海洋汚染対策、漂流漂着物処理、漁場環境保全のための植樹等

③ 漁村文化の継承： 教育と啓発の場の提供、漁村の伝統文化、食文化等の伝承機会の提供

(2) 水産多面的機能発揮対策支援事業

水産業・漁村の多面的機能に資する活動を全国的に推進するため、技術的事項についての講習会、技術サポート等を行う。

3 事業実施主体

〔水産多面的機能発揮対策事業〕

地域協議会、都道府県、市町村

〔水産多面的機能発揮対策支援事業〕

民間団体

4 事業実施期間

平成25年度～平成27年度

5 平成26年度予算額（前年度予算額）

〔水産多面的機能発揮対策事業〕	3,500,000千円（3,500,000千円）
〔水産多面的機能発揮対策支援事業〕	3,400,000千円（3,360,000千円）
	100,000千円（140,000千円）

6 補助率等

定額

7 担当課

水産庁計画課 03-3501-3082（直）

水産多面的機能発揮対策【拡充】

平成26年度予算額
3,500百万円(3,500百万円)

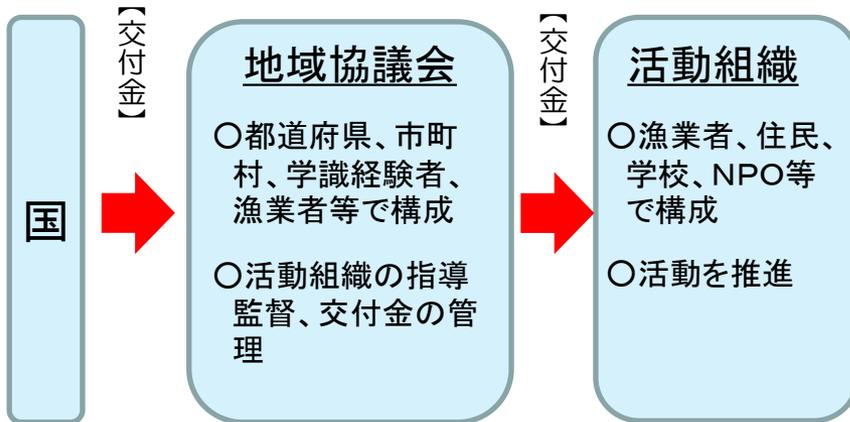
背景

漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により、水産業・漁村の多面的機能の発揮に支障が生じており、多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化を図ることが必要。

事業内容

漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する活動に対し、一定の費用を国が支援。

【事業の仕組】



【主な活動項目】

国民の生命・財産の保全



海難救助



国境監視

地球環境保全



漂流漂着物処理



藻場の保全

漁村文化の継承



食文化等の伝承
機会の提供



教育と啓発
の場の提供

全国的に漁村の多面的機能が効果的に発揮され、広く国民が享受

水産業・漁村が活性化され、その再生が促進

相乗効果

②7 被災地の社会的課題解決事業支援補助金【復興】

1. 2億円（2. 0億円）

地域経済産業グループ 地域新産業戦略室
03-3501-8794

事業の内容

事業の概要・目的

- 東日本大震災の被災地の復興のためには、既存の産業の再生・復興に加え、新たな地域産業の構築や雇用の創出が求められています。
- また、被災地の住民の方々は未だに多くの社会的課題を抱えています。復興が長期化するにつれて、ボランティアを中心とする支援活動に加え、被災地の自立化を後押しする、持続的な復興支援も重要です。
- 東日本大震災の被災地の復興のため、被災3県の仮設住宅等の居住者に関する社会的課題について、ビジネスの手法を用いて課題解決を図るソーシャルビジネスの、①ノウハウ移転、②新たな事業の創出、③普及啓発を支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

経済産業省

(1) ノウハウ移転・支援

(2) 新事業創出

先進的な
課題解決事業の
創出

被災地発の新たな
課題解決事業の
創出

(3) 復興フォーラムによる普及啓発

・関係者の巻き込み、
地域の支援体制強化



被災地の社会的課題をビジネスの手法によって解決し、新しい雇用・産業の創出を図る

震災復興ソーシャルビジネス(SB)の事例(平成24年度)

1. SBノウハウ移転・支援事業

〔キッチンカーによる雇用創出、食品提供〕
(プラットフォームサービス株式会社【東京都】)

○被災により、「店が破壊されて営業できない失業者」とともに、「食料品などが入手困難になった人」が発生。
○こうした中で、キッチンカーのノウハウを普及・移転することで、「就労の場の創出」とともに「食料品を入手しやすい環境」を整備。



2. SB企業連携支援機能強化事業

〔食品企業と連携した食の生活支援〕
(特定非営利活動法人ふうどばんく東北AGAIN【宮城県】
／特定非営利活動法人ワンファミリー仙台【宮城県】)

○被災により、仮設入居者から「生活が苦しい、食費の負担が重い」といった相談が多くある。
○こうした中で、食品企業と連携した「品質には問題ないが包装不備などで市場価値がなくなった食品」を低料金で配給するノウハウ等を、地元SB事業者に移転。



3. SB新事業創出事業

〔風評被害対策、特産品の販売促進〕
(株式会社第一印刷【福島県】)

○被災により、原発関連の風評被害が甚大となり、企業経営や個人の生活にマイナスの影響。
○こうした中で、県外のアンテナショップや展示会への出展により、消費が落ち込んでいる商品の販売促進を実施。



4. 復興フォーラム事業

(一般社団法人ソーシャルビジネス・ネットワーク【東京都】)

○被災地をはじめとする全国8か所でSBの復興支援事例に関する情報発信、関係者交流等を行い、SBによる復興の加速や新たなSB創出促進、SB基盤強化の普及啓発などを行う。

- ・全体フォーラム(3月:福島市)
- ・地域フォーラム(12月~2月:被災地(陸前高田市、仙台市、いわき市)、被災地以外(札幌市、さいたま市、名古屋市、大阪市))

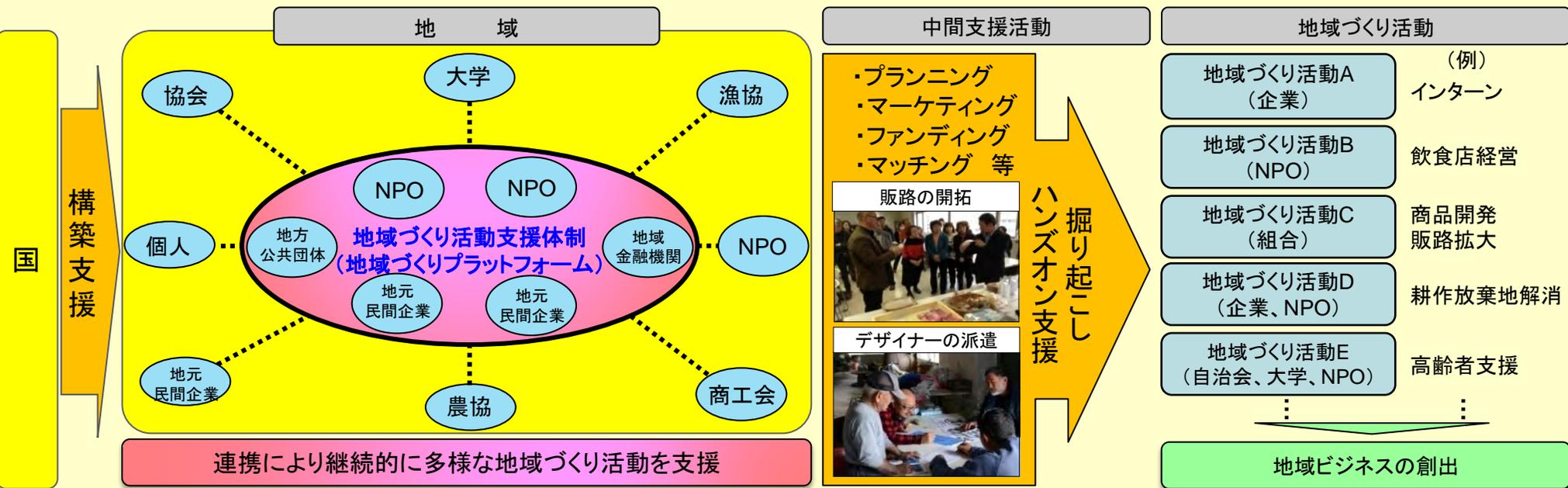


背景・目的

地方中小都市を中心とした地方部における地域の活性化を図るため、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした特産品開発、観光開発、移住の促進等を目的とした、多様な主体による事業型の地域づくり活動(地域ビジネス)等を生み育てる仕組みの構築を支援する。

実施内容

地域ビジネスを生み育てるため、現場の活力や知恵を結集する仕組みとしての地域づくり活動支援体制(地域づくりプラットフォーム)の構築及びそのプラットフォームが行う地域づくり活動の掘り起こし、ハンズオン支援等の中間支援活動に対して支援を行う。



効果

地方における地域資源を活かした多様な主体による新たな地域ビジネス等が創出され、地域の活性化が図られる。

【期待される効果の例】

- ・商品開発、販売
- ・観光客の増加
- ・雇用者の増加
- ・買物難民の解消
- ・土地の有効活用
- 等

平成25年度まで

生物多様性保全推進支援事業
(交付金：国費1/2以内)

■対象事業

地域における生物多様性の保全・再生に資する先進的・効果的活動(下記①～③のいずれか1つ以上に該当するもの)

- ①野生動植物保護管理対策
絶滅危惧種、野生鳥獣対策
- ②外来生物防除対策
特定外来生物、要注意外来生物、国内外来種
- ③重要生物多様性地域保全再生
法律で指定された保護地域、重要湿地、特定植物群落等

■交付対象 地域生物多様性協議会

地域生物多様性保全活動支援事業
(委託費)

■対象事業

- ①生物多様性保全計画策定事業
- ②地域生物多様性保全実証事業

* … 対象となる法律

生物多様性基本法、生物多様性地域連携促進法、種の保存法、鳥獣保護法、外来生物法、自然公園法、自然環境保全法、自然再生推進法

■交付対象 法律に基づく計画策定主体、実施主体

抜本的
改善

平成26年度以降

生物多様性保全推進支援事業
(交付金：国費1/2以内)

地域における生物多様性の保全・再生に資する先進的・効果的活動であって、法律に基づき実施する事業(下記①～③に該当するもの)のうち、国が優先的に対策すべき事業を示した上で公募

- ①国内希少野生動植物種等対策
種の保存法に基づく対策
⇒野生鳥獣対策は廃止



- ②特定外来生物防除対策
外来生物法に基づく対策
⇒要注意外来生物等は廃止



- ③生物多様性保護地域保全再生
自然公園法など法律で指定された保護地域
⇒重要湿地、特定植物群落等は廃止



■交付対象 地域生物多様性協議会等

※委託事業は継続事業のみ平成26年度まで

生物多様性保全推進支援事業 実施箇所一覧

No.	協議会名 【団体事務局または協議会参画自治体】	事業名	備考	事業実施期間 (予定を含む)
1	なごや生物多様性保全活動協議会【愛知県名古屋市】	都市部における生物多様性の保全と外来生物対策	野生動植物保護管理対策 外来生物防除対策	H23 ~ H25
2	コウノトリ生息地保全協議会【兵庫県豊岡市】	豊岡生物多様性・生態系サービス保全推進モデル事業	野生動植物保護管理対策 重要生物多様性地域対策	H23 ~ H25
3	ウミガメ保護対策協議会【徳島県美波町】	徳島県美波町でのアカウミガメの保全活動	野生動植物保護管理対策 重要生物多様性地域対策	H23 ~ H25
4	旧品井沼周辺ため池群自然再生協議会【宮城県】	市民と農民が取り組むシナイモツゴとゼニタナゴの保全事業	野生動植物保護管理対策 外来生物防除対策 重要生物多様性地域対策	H23 ~ H25
5	旭川市生物多様性保全推進協議会【北海道旭川市】	旭川市外来生物対策推進事業	外来生物防除対策	H24 ~ H26
6	然別湖生物多様性保全協議会【北海道鹿追町】	外来生物防除対策事業	外来生物防除対策	H24 ~ H25
7	標津アニマル・プロジェクト協議会【北海道標津町】	標津町における生物多様性保全事業	野生動植物保護管理対策	H24 ~ H26
8	越前市コウノトリが舞う里づくり推進協議会【福井県越前市】	コウノトリが舞う里づくり推進事業	野生動植物保護管理対策 外来生物防除対策	H24 ~ H26
9	各務原市アルゼンチンアリ対策協議会【岐阜県各務原市】	各務原市アルゼンチンアリ対策事業	外来生物防除対策	H24 ~ H26
10	アライグマ防除京都広域協議会【京都府】	京都広域特定外来生物(ほ乳類)防除対策事業	外来生物防除対策	H24 ~ H26
11	ヒョウモンモドキ保全地域協議会【広島県三原市】	ヒョウモンモドキの保護管理事業	野生動植物保護管理対策 重要生物多様性地域対策	H24 ~ H26
12	綾生物多様性協議会【宮崎県綾町】	綾BR地域生物多様性調査及び地域戦略策定事業	野生動植物保護管理対策 外来生物防除対策 重要生物多様性地域対策	H24 ~ H26
13	三方五湖生物多様性保全協議会(福井県)	三方五湖生物多様性保全事業	外来生物防除対策 重要生物多様性地域対策	H25 ~ H27
14	イカリモンハンミョウ保護対策協議会(石川県)	イカリモンハンミョウ保護対策事業	野生動植物保護管理対策	H25 ~ H27
15	群馬県尾瀬地域生物多様性協議会(仮称)(群馬県片品村)	群馬県尾瀬シカ対策事業	野生動植物保護管理対策 重要生物多様性地域対策	H25 ~ H27
16	南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会(福島県)	尾瀬のニホンジカ対策事業	重要生物多様性地域対策	H25 ~ H27
17	朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会(新潟県佐渡市)	トキと暮らす島 環境再生対策事業	野生動植物保護管理対策	H25 ~ H27
18	横須賀市外来生物防除協議会(神奈川県横須賀市)	よこすか外来生物防除による生物多様性保全推進事業	外来生物防除対策	H25 ~ H29
19	琵琶湖北部カワウ等対策事業推進協議会(滋賀県長浜市)	琵琶湖北部生物多様性保全推進事業	野生動植物保護管理対策	H25 ~ H27
20	京都市伏見区アルゼンチンアリ防除対策協議会(見込み)(京都府)	アルゼンチンアリ防除対策事業	野生動植物保護管理対策	H25 ~ H27
21	荒尾干潟保全・賢明利活用協議会(熊本県荒尾市)	荒尾干潟自然環境調査事業	重要生物多様性地域対策	H25 ~ H25
22	対馬市生物多様性協議会(長崎県対馬市)	ツシマヤマメコ生息環境保全事業	野生動植物保護管理対策	H25 ~ H29
23	日南海岸サンゴ群集保全協議会(宮崎県)	サンゴ群集保全推進支援事業	重要生物多様性地域対策	H25 ~ H27

③0 地域活性化に向けた協働取組の加速化事業

平成26年度予算額 82百万円（100百万円）

背景

・地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしているNPOの活動、ソーシャルサービス等を人材、資金、信頼性向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進する。（「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日））

地域ごとに、行政、企業、NPO等の民間団体等の多様な主体が公平な役割分担の下で相互に協力・連携した協働取組を全国各地で展開。



効果

地域の多様な主体による協働取組を通じて、地域の中間支援組織や様々な主体による協力・連携体制の整備・強化が図られ、地域による課題解決能力等の地域力向上に結びつき、地域活性化が図られる。

選定された16事業

No.	採択団体	地域	採択事業
1	公益財団法人 日本環境協会	全国	子ども環境教育を推進するための協働取組事業
2	公益財団法人 公害地域再生センター	全国	公害資料館の連携－教育・地域再生の経験交流－
3	知床ウトロ海域環境保全協議会準備会	北海道	知床半島ウトロ海域の協働によるケイマフリ保護の取り組み
4	特定非営利活動法人 もりねっと北海道	北海道	森で遊ぶコドモと先生を増やす森林環境教育プロジェクト
5	一般社団法人 持続可能で安心安全な社会をめざす新エネルギー活用推進協議会	東北	東松島市及び大崎市の復興を支援する環境保全協働取組事業
6	一般社団法人 雪国観光圏	関東	スノーカントリートレイルを通じた協働取組の推進
7	一般社団法人 五頭自然学校	関東	ぼくのごはん～白鳥と人、命をつなげる水ものがたり～
8	いきものみつけファームin松本推進協議会	中部	いきものみつけファームin松本推進協議会
9	越の国自然エネルギー推進協議会	中部	里山と海を結ぶ「ひみ森の番屋」地域内エネルギー循環事業
10	特定非営利活動法人 南信州おひさま進歩	中部	みんなの環境学習講座
11	特定非営利活動法人 いけだエコスタッフ	近畿	地域が協働した環境学習イノベーション創出事業
12	特定非営利活動法人 人と自然とまちづくりと	近畿	子どもによる地域協働と海洋文化の醸成
13	公益財団法人 水島地域環境再生財団	中国	「環境学習で、人とまちと未来をつくる！」協働推進事業
14	うどんまるごと循環コンソーシアム	四国	うどん県。さぬき油電(油田)化プロジェクト
15	特定非営利活動法人 グリーンシティ福岡	九州	九州自然歩道の管理・活用基盤整備事業
16	一般社団法人 小浜温泉エネルギー	九州	小浜温泉地域における温泉資源を活用した低炭素まちづくりと持続可能な観光地域づくりへ向けた協働取り組み事業

注) ・「No.」は地域順、受付順に付した。

・「採択団体」公募の申請者名を記載しており、実際には協働に伴う他の主体も含まれることとなります。

・「地域」は、事業の実施される地域を記載した。

・「採択事業」の名称は、公表時のものを記載しており、今後専門家によるアドバイス等により事業の内容を含め変更となる場合があります。